

戦後イラクの政治変動とシーア派最高権威の国民統合論 ——スィースターニーのファトワーから——

山尾 大*

I. はじめに：イラク政治の動態的把握への課題

本稿の目的は、イラクにおけるシーア派宗教界¹⁾の最高権威のひとりであるアリー・スィースターニー（‘Alī al-Husaynī al-Sīstānī, 1930-）が、2003年イラク戦争後の政治変動の中でどのような役割を果たし、その影響力がどう推移したのかという問題を実証的に検証することにある。

戦後のイラク政治において、シーア派宗教界が重要な役割を果たしていることは、多くの研究者が指摘するところである²⁾。例えば、スィースターニーを中心とするシーア派宗教界の政治的影響力とサドル派の台頭に着目したコール（Juan Cole）の研究 [Cole 2003; 2005]、戦後の宗教界を中心としたイスラームの政治化を指摘した酒井の研究など [酒井 2004]、イラク戦争直後からシーア派を中心とする宗教界の政治的役割の拡大を論じた多様な研究が発表されている³⁾。スィースターニーの影響力に最も注目が集まったのは、言うまでもなく2005年の2回の選挙において、彼がシーア派を中心とした政党ブロックのイラク統一同盟（al-I’tilāf al-‘Irāqī al-Muwahḥad; United Iraqi Alliance）の形成および活動を支援したことによる。

しかしながら、第1に、スィースターニーの政治的役割は断片的に分析されるに留まり、戦後の彼の発言がどのように政治に影響を与えたかを網羅的かつ実証的に論じるという課題が残っている。第2に、より重要な問題は、戦後の政治プロセスの中で、スィースターニーの影響力がどのように推移しているのかを動態的に分析するという視点が提示されてこなかったことである。つまり、政治に非介入の姿勢をとっていたスィースターニーがいかんして政治的な発言権を拡大し、その政治的影響力がどう推移していったのかという点はほとんど明らかにされていない。

ところで、既存のイラク政治研究においては、バアス党政権と軍部の関係や大統領と支持者の間

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科
日本学術振興会特別研究員（DC）

- 1) 本稿で用いるシーア派宗教界は、「シーア派の聖地において高位ムジュタヒドを中心に形成される宗教学校や諸施設の総称」と暫定的に定義する。また、イラクやイランの各シーア派聖地の周辺に設置される宗教学校や諸施設については、各都市のハウザ（al-ḥawza al-‘ilmīya）、例えば「ナジャフのハウザ」と呼ぶこととする。
- 2) 現在のイラクにおいては、シーア派宗教界の最高権威であるマルジャア・アッ=タクリード（marja‘a al-taqlīd）は、スィースターニーに加えて、ムハンマド・サイード・ハキーム（Muḥammad Sa‘īd al-Hakīm）、アフガニスタン出身のムハンマド・イスマーク・ファイヤード（Muḥammad Ishāq al-Fayyād）、パキスタン出身のバシール・ナジャフィー（Bashīr al-Najafī）の4人存在し [Nakash 2006: 7]、もっとも支持者が多く、大きな影響力を持つのはスィースターニーである。本稿でとくにスィースターニーを取り上げるのは、このような理由による。ハミド・ハッファーフ（Hāmid al-Khaffāf, 代理人兼スポークスマン）への聞き取り調査においても以上のことが確認された（2007年2月17日実施）。
- 3) 例えば、[Cole 2003; 2005; Nakash 2006; Nasr 2006; Patel 2005; 酒井 2004; 2005a] などがあり、いずれもスィースターニーの政治的影響力の拡大を指摘している。なかでも参考にしたいのは、戦後イラクの中央政府の分断に着目して分析を進める現時点で最もまとまったヘリングとラングワラの議論である。そこでは、公的な政治制度の整備などの「国家建設」（state building）と、様々な勢力の競合の結果として形作られる「国家形成」（state formation）を分けて論じることで、「国家建設」からは独立した勢力によって「国家形成」が行なわれ、「国家建設」のプロセスが「国家形成」と矛盾していく過程が明らかにされた [Herring and Rangwala 2006: 49-50]。本稿の着眼点は、スィースターニーのファトワーという「国家形成」の中の大きな一要素が、「国家建設」のプロセスにいかん影響を与え、その影響がどのように変化していったのか、ということである。

のパトロン・クライアント関係に着目した研究が蓄積されてきた。その一方で、シーア派宗教界は重要な政治的アクターとは認識されず、付随的に分析されるに留まった。しかしながら、筆者はシーア派宗教界が現代イラクの政治変動を分析する際に重要な意味を持っているという仮説に基づき、とりわけイスラーム政党と宗教界の関係に着目して分析を進めてきた [山尾 2006; 2007b; 2007c]。また、現代イラクにおいては、国家の統合原理としてのネーションとイスラームが「政治的レジティマシー」を有しており、双方の競合関係によってイラク政治を分析する視座を提示した [山尾 2007a: 45-53]。このような宗教界の政治的レジティマシーが、政治プロセスにおいて拡大しつつあるのが、2003年のイラク戦争後の状況なのである。本稿はすなわち、このような分析視角を、戦後イラクに適用させる試みに他ならない。

以上のように、先行研究の課題と、イラク政治とシーア派宗教界の関係性の分析、という2点を問題意識とし、本稿では、イラク戦争以降の主要な政治変動の中で発出された2002年4月から2007年6月までの113本のファトワー⁴⁾を整理し、重要な政治変動に位置付ける(末尾関連年表を参照)。さらに、ファトワーに加えて、スィースターニー事務所から発せられた宣言文なども分析の対象とする⁵⁾。以上のような検証作業を通して、第1に、戦後イラクの政治変動を概観し、何らかの政治変動に対してシーア派宗教界の最高権威がどのような発言をし、いかなるファトワーを出したのかを分析する。第2に、スィースターニーのファトワーがイラク政治にいかなる影響を与えたのか、あるいはどのような政治変動のもとでファトワーが出されたのかを明らかにし、ファトワーによって変化したあるいはしなかったと考えられる政治的帰結を分析することで、スィースターニーのファトワーと政治変動の相互関係を浮き彫りにする。第3に、スィースターニーの政治的・社会的影響力がどのように推移したのかという問題を議論の俎上に載せることを最終的な目的とする。

このような問いに答えるために、まず第2節ではイラクの最高権威に至るスィースターニーの生涯を概観する。第3節では占領下のイラクにおけるスィースターニーの政治にかかわる重要なファトワーを訳出し、民主的な選挙によって政府の代表を選出するべきだと主張する彼の政治的影響力の推移とその「民主化論」の持つ意味を分析する。続く第4節では、2005年の2つの選挙におけるスィースターニーの役割と宗派对立の激化の中での「国民統合論」に着目する。このように、2003年イラク戦争から暫定移行政府発足までと(第3節)、2005年の選挙から2007年まで(第4節)の2つに時代を区分したのは、スィースターニーの政治との関わり方が選挙実施前後で変化したと考えられるからである。

II. 最高権威に至るアリー・スィースターニーの軌跡

はじめに、スィースターニーについて概観しておこう。彼は、1930年8月4日(1349年ラビー

4) ファトワー (fatwā) とは、法学者が一般信徒の質問に対して、口頭または書面で提示する法学的な回答、法学裁定である [小杉 2002: 829]。

5) 重要な政治問題についての発言、新聞社やメディアのインタビューへの返答などに関しては、2003年4月9日にバース党政権が崩壊してから2006年10月15日までのスィースターニーの発言を全てまとめた彼のレバノン事務所代表兼スポークスマンであるハミド・ハフファーフ (Hāmid al-Khaṭṭāf) が編んだスィースターニー発言集 [al-Khaṭṭāf 2007]、および筆者が行なったハフファーフへのインタビュー (ハーラト・フライク、ベイルート、レバノン: 2007年2月17日実施) を補足的に用いることとする。なお、イスラーム・ダアワ党 (Hizb al-Da'wa al-Islāmiya; 以下ダアワ党) やイラク・イスラーム革命最高評議会 (al-Majlis al-A'la li-l-Thawra al-Islāmiya fi al-'Irāq; 以下英語名を省略して SCIRI) の機関紙におけるスィースターニー関連の記事も参照する。SCIRI に関しては、2007年5月12日の総会で「イラク・イスラーム最高評議会」(al-Majlis al-A'la al-Islāmī al-'Irāqī) に改名し、議長はアブドゥルアズィーズ・ハキーム ('Abd al-'Aziz al-Hakīm) が統投することになった [al-'Adāla 13 May, 2007]。しかし、本稿では、混乱を避けるために SCIRI に表記を統一する(関連年表はその限りではない)。

ウ・アウワル月9日)にイランのマシュハドに生まれた⁶⁾。スィースターニー家は代々ウラマーを輩出するサイドの家系で、祖父アリー(‘Alī)は、それまで一家の定住していたスィースターン地方(Sīstān)を出てイラクのナジャフとサーマッラーで学んだ後、イランのマシュハドに移住した。以後、彼の家族は同地に定住している⁷⁾。

5歳の時にクルアーンの学習を始めたスィースターニーは、1941年に父ムハンマド・バーキル(Muhammad Bāqir)指導の下、マシュハドのハウザで初級教育(muqaddamāt)を受け始めた⁸⁾。彼が11歳の時であった。マシュハドで初等教育を受けたのち、1949年に当時シア派世界において単独の最高権威であったボルージェルディー(Hoseyn Tabātabā’ī Borūjerdī, 1875-1961)が君臨するコムへ移動する。彼は同地で、ボルージェルディーを含む有名な法学者から法学、法源学などを学んだ。

1951年、彼が22歳の時、イランのコムからイラクのナジャフに移住し、当時イラクの法学権威であったアブー・カースィム・フイー(Abū Qāsim al-Khū’ī)と高名なウラマーであるフサイン・ヒッリー(Husayn al-Hillī)に師事した。1960年頃にはイジュティハードの資格を得たようである。彼が31歳の時であった。スィースターニーは一旦マシュハドに帰るものの、翌年には再びナジャフに戻り、その後現在まで同地に居住している。ナジャフのハウザにおいては、上級教育(al-dars al-khārijī)を受けるかたわら、1961年頃から法学の、64年からは法源学の教鞭を取り始めた。

当時のイラクにおいては、ムハンマド・バーキル・サドル(Muhammad Bāqir al-Ṣadr, 1935-80)を精神的指導者とするダアワ党を中心に、イスラーム政党が台頭した。1968年にバアス党政権が成立してからは、シア派宗教界の改革派ウラマーと連携関係を形成して党政を拡大するダアワ党に対して激しい弾圧が加えられるようになった[山尾2006]。1970年月中旬以降は、シャット・アル＝アラブ川の領域をめぐるイランとの関係が悪化したため、バアス党政権はイラン脅威説を流布させてイラン人留学生の国外追放を断行した[Tripp 2000: 202-203]。多くの学生がダアワ党員であるという理由を付けられてイラクを追放された[Ra’ūf 2000: 118; 2001: 109]。イラクのシア派聖地に留学中のイラン人学生にとって最も厳しかったのは、イラン・イラク戦争中であった。それにもかかわらず、スィースターニーは、政治には一切の関わりを持つことなく粘り強くナジャフで勉強を続けた。

ナジャフのハウザで研究と教育を続けたスィースターニーは、1990年頃には上級教育を修了した。このころからナジャフのハウザの中では高名な法学者と認識されるようになってきた。彼は非政治的な姿勢を貫いていたにも関わらず、湾岸戦争直後の1991年3月のシャアバーン蜂起(Intifāda Sha’bān)の際には、バアス党政権に逮捕され、拷問を受けた。それだけではない。1996

6) スィースターニーの伝記に関しては、現在まで詳細な研究書が出版されていないため、以下は基本的にスィースターニーのホームページ(<http://www.sistani.org>)の情報に基づくこととする。

7) スィースターニー家はサファヴィー朝初期には、イスファハーンに居を構えていたが、その後スィースターン地方に移住した。もう一人の祖父ムハンマド(Muhammad)はスィースターン地方のシャイフルイスラーム(shaykh al-Islām)に任命された。これが彼の名前の起源になっている。なお、祖父アリーの子の中には、1950年代後半以降のイスラーム運動の復興において中心的な役割を果たすことになるムハンマド・リダー・ヤースィーン(Muhammad Ridā ‘Alī Yāsīn)がいる。

8) 近現代のハウザの教育は、基本的に、初級、中級(al-sutūh)、上級(al-baḥth al-khārijī)の3つのレベルに分けられており[Momen 1985: 200-203; Stewart 1998: 217-223]、それぞれ高等教育における学士、修士、博士課程に相当する。師事する高位ムジュタヒドの承認(あるいは一部では試験)によって上の段階に進むことができ、一般に修了まで極めて長期を要する。師匠と弟子の学生の間には非常に強固な関係が構築され、とりわけ上級レベルにおける師弟関係は固く、ウラマーのネットワーク形成のひとつの核となる[Nakash 1994: 245]。ナジャフのハウザにおいて、各課程でどのようなテキストを用いていたかに関しては、[MTMD 2002: 128]を参照。

年には事務所を爆破され、2人の所員を殺害された。だが彼は生き残った [Cole 2003: 550; 2005: 2]。2002年10月ころからは、カーズィム・ヤズディー (Kāzīm al-Yazdī) の『固き絆』 (*al-'Urwa al-Wuthqā*) の注釈書『ザカートの手紙』 (*Kitāb al-Zakāt*) を教え始めた。とりわけ上級教育の授業においては、弟子である学生との議論と対話を重視する教育方針を採った。

特筆すべきは、フーイーが拠点としていたナジャフのハドラー・モスク (Jāmi' al-Khadrā') において、彼の生存中の1988年12月14日から、彼の死去後に閉鎖される1993年まで、金曜礼拝の指導者の役割を担っていたことであろう。スィースターニーは、フーイーとヒッリーから卒業証明書を授与された⁹⁾。彼は、師であるフーイーの著作に注釈を加えて出版も行っている。フーイーはスィースターニーを後継者に指名したとされ、彼の最も優れた弟子の一人と認識されているのである。

1992年にフーイーが死去すると、スィースターニーはイラクのシーア派宗教界における最高権威のひとりとなった。62歳の頃である。彼の見解に従う信者の数が、イラクのみならず湾岸やシリア、レバノン、パキスタン、北インドなどのシーア派地域に広がるのに長い時間はかからなかった。こうして彼は、イラクと湾岸地域で最も大きな影響力を持つ最高権威となったのである。

スィースターニーは、法学書を中心に様々な著作を残しているが、政治や時事問題に関する論考はない。既刊行・未刊行を含め、40の著作を持ち、いずれもアラビア語で著している [JPHEQ 1385: 490-491]。彼は、法学、法源学、ハディース伝承者学を専門とし、しばしば論じられるように、政治的な問題に一切介入しない姿勢を取ってきた [Ra'ūf 2002; Cole 2005: 7; Nakash 2006: 7]。少なくとも2003年のイラク戦争以前は、彼の関心の対象ではなかったか、あるいは政治的発言が可能な状況ではなかったと考えられる。

しかし、戦後の政治プロセスの中で、彼のスタンスは劇的に変化していくことになる。戦後の彼の発言は政治的な出来事に対するものが圧倒的に多く [al-Khaffāf 2007: 5]、ペルシア語で書かれたウラマー研究においても、イラクのシーア派の権利を擁護し、選挙において極めて大きな政治的役割を果たしたことが指摘されており [JPHEQ 1385: 498-504]、戦前の研究・著作・教育活動とは対照的に描かれている。

Ⅲ. イラク戦争の影響と占領下イラクにおけるシーア派宗教界の勃興

本節では、戦後イラクの政治・社会混乱の中で、イラク統治評議会の形成、イラク基本法の制定、暫定移行政府の発足という政治プロセスに着目することで、スィースターニーの政治的影響力がどのように拡大していったのか、その過程を論じる。以上を通して、彼の「民主化論」の意味を分析する。

1. イラク統治評議会の形成と憲法制定をめぐる問題

2003年4月9日、バグダード陥落によって、バアス党政権は崩壊した。30年以上にわたる政権の崩壊後、直ちに明らかになったことは、米国が同政権後の統治機構の形成に関して、なんら具体的な政策も準備していなかったことである。その結果、政府の機能が完全に麻痺し、「行政の空白」 (administrative vacuum) が生じた [Stansfield 2007: 160]。

この「行政の空白」を、コミュニティー・ベースのあるいはローカルな組織がいかに埋めるか、

9) フーイーが、イジュティハードのイジャーザ (ijāza; 免許) を出したのは、スィースターニーとアリー・ファルサフィー ('Alī al-Falsafī) のみである。

ということが緊要の課題となった。これに素早い対応を見せたのが、第1にシーア派を中心とする宗教界、第2に2003年3月に出現したサドル派 (al-Tayyār al-Ṣadrī)¹⁰⁾ などの新たな国内勢力であった。スイースターニー事務所は、イラク人によるイラクの統治と統一を主張して占領軍に反対する声明を出し [Cole 2005: 2-3]、サドル派はバアス党政権崩壊直後にバグダードのスラム、サッダーム・シティーをサドル・シティーに改名、いち早く金曜礼拝、食料分配、治安維持などのローカル・サービスを実施することで [Stansfield 2007: 177]、活動の拠点を形成した¹¹⁾。それによって、スイースターニーを中心とするシーア派宗教界とサドル派などのイラク国内に支持基盤を持つ政治勢力が、大衆を効果的に動員する力を拡大していった¹²⁾。さらに、亡命イスラーム政党も、比較的早い段階で拠点形成に成功した。例えばダアワ党はナースィリーヤを、SCIRI はバアクーバ、クルトを中心とする南部を支配した。

一方で遅れを取ったのは米国であり、以上のような活動とは対照的にアドホックな政策がめだった。戦後行政運営のために2003年4月21日に設営された復興人道支援室 (Office of Reconstruction and Humanitarian Assistance) に代わって、5月12日にブレイマー (L. Paul Bremer) がバグダード入りし、より大きな権限を有するイラク暫定占領当局 (Coalition Provisional Authority; 以下 CPA) を形成した。CPA は、バアス党の上位4階級までにあった人物の政府参入を禁止するなど、徹底した脱バアス党政策を実行し [CPA 2003: Ord.1; 2003: Ord.4; 2003: Ord.5]、さらに、イラク軍を解体することで約35万人もの失業者を作り出してしまった [Stansfield 2007: 168]¹³⁾。CPA の占領政策は、この時期からすでに、イラク人の意見を無視した軍事先行のトップ・ダウン方式の意思決定によって実施されていたのである。

ここで重要なことは、亡命政党の利害対立によって政権を担う中核勢力の形成が困難なこと、国内政治勢力が CPA の政策に対して不信感を強めていったこと、の2点である [Herring and Rangwala 2006: 15]。

以上のような状況の中で、スイースターニーを頂点とするシーア派宗教界とサドル派を中心とするイラク国内の政治勢力は、CPA や後に CPA によって任命される政府側とは異なるチャンネルを用いた政治的動員に発展していく。

CPA は当初、独自に任命した一部のイラク人によって憲法草案を作成し、その後に議会選挙を行い、最後に主権を委譲するというシナリオを描いていた。それに対する信者の次のような疑問に答えて、スイースターニーは2003年6月26日、ファトワーを出した。

10) サドル派とは、イラクのほぼ全てのイスラーム運動の起源となったムハンマド・パーキル・サドルの従弟ムハンマド・サーディク・サドル (Muhammad Ṣādiq al-Ṣadr, 1943-99) の息子ムクタダー・サドル (Muqtadā al-Ṣadr, 1973-) を中心とする政治勢力である [al-Mūsawī 2004: 19]。サーディク・サドルに関しては、[al-Asadr 1999; Ra'ūf 1999] などの研究書が詳細で参考になる。また、彼の全集も出版されている [al-Ṣadr 2007]。

11) サドル派は、バグダード東部のサドル・シティーに加えて、クーファ、ナジャフ、カルバラー、サーマッラーのシーア派地区などを拠点にした [Cole 2003: 564]。一方で、CPA は2004年1月時点で戦前の65%の水道供給、目標を大きく下回る電力供給 (これは2006年にはさらに悪化する)、雇用産出計画の失敗などにより、インフラストラクチャー整備に失敗した [Herring and Rangwala 2006: 66-81]。

12) バアス党政権下の社会分断政策によって、イラクにおける社会組織や市民社会などの存在を否定する議論 [Dodge 2006: 211] が支配的であるが、このような状況は、社会組織やそのネットワークが存在した、あるいは戦後に再編成されたことを如実に証明している。スイースターニーとムクタダーの戦後の大衆動員のメカニズムとネットワークに関しては、伝統的なシーア派宗教界に立脚するスイースターニーと、フサイニーヤに拠点を置く父の支持者に立脚するムクタダーを対比させて論じた [Patel 2005] を参照。また、ホアン・コールは、戦後の政治プロセスにおいてサドル派が最も重要な鍵を握るシーア派イスラーム運動であると指摘している [Cole 2003: 544]。

13) イラク国軍の再建の指令が出たのは、3ヵ月後も経過した8月7日である [CPA 2003: Ord.22]。

「信者一同：イラクの占領当局は、きたるイラク憲法を起草するための評議会の形成を決定いたしました。そして、当局は、イラクの政治・社会勢力との審議によって、この評議会のメンバーを任命しようとしています。その後、イラク国民の投票によって、この評議会が決定した憲法を發布する予定です。

この計画に関する法的な立場をうかがいたく存じます。また、信者一同はイラク憲法を準備するという問題にどのように取り組むべきか、ご意見をうかがいたく存じます。

スィースターニー：この〔イラク占領〕当局はまことに、憲法の起草評議会のメンバーを任命するいかなる権限も持っていない。同様に、この評議会が、イラク国民の至高の公益を盛り込み、聖なるイスラームと高貴な社会的価値を基本的支柱とした国民的アイデンティティーを表現した憲法を創案するという保証もない。なかんづく、〔あなた方が〕先に言及した計画は、基本的に受け入れ難い。まずはじめに、選挙権を有する全てのイラク国民による、憲法起草評議会の代表者を選出するための一般選挙を行なわねばなるまい。そしてその後、この評議会が創案した憲法を国民投票にかけねばならない。あまねく信者は、かかる重要な事柄〔選挙とその後の国民投票〕を実現し、それらを実施するにあたっては最良の手段で参加せねばならないのである」（ファトワー 17; 2003年6月26日）。

このように、スィースターニーが選挙による指導者の選出を強く主張した結果、CPA は計画の見直しを余儀なくされた。すなわち、後述のように、主権委譲の後に選挙で議会メンバーを選出し、その後憲法の草案を作成するというプロセスに予定が変更されたのである¹⁴⁾。このファトワーが出された頃、CPA が任命するイラク統治評議会 (Majlis al-Hukm al-'Irāqī) のメンバーをめぐる駆け引きが盛んに行なわれていた。ロサンゼルス・タイムズの質問に対して、繰り返し民主的な直接選挙実施の重要性を強調した。

「憲法起草のための評議会のメンバーは、選挙権を有する全てのイラク国民によって選出されなければならない。投票や立候補など選挙に参加するために満たすべき条件に関しては、周知のような一般的な条件が適用されるのである。……〔中略〕……憲法起草評議会のメンバーの選出に、自由な直接選挙以外の代替策はない」（ファトワー 20; 2003年7月2日）。

スィースターニーのこのような発言は、その後の政治プロセスに影響を与えることになるものの、発表目前に控えたイラク統治評議会の形成は断行されることになった〔CPA 2003: Reg.6〕。2003年7月13日に、宗派・民族別にポストを分配され、CPA に任命されたメンバー 25名が顔をそろえた¹⁵⁾。

14) このように、主権委譲の順番は変更されたものの、仮の憲法（後述のイラク基本法）制定議会メンバーは選出されることはなかった。CPA は、選挙のためにはセンサスが必要で、それには時間を要すると主張したが、2005年1月30日選挙でも結局センサスは行なわれなかった〔Herring and Rangwala 2006: 22〕。

15) 統治評議会のメンバーは以下の通りである（★は代表メンバーを表す）。

・シーア派：★ A.A. ハキーム ('Abd al-'Azīz al-Hakīm; SCIRI)、★ M. バハルルウルーム (Muḥammad Bahr al-'Ulūm; 独立)、I.D. サリーム ('Izz al-Dīn al-Salīm; ダアワ党)、★ I. ジャアファリー (Ibrāhīm al-Ja'farī; ダアワ党)、A.K. ムハンマダーウィー ('Abd al-Karīm al-Muḥammadāwī; イラク・ヒズブラー)、M. ルバイイー (Muwaffak al-Rubay'i; 医者・人権活動家)、★ A. チャラビー (Aḥmad Chalabī; INC)、A. バラク (Aḥmad al-Barak; 人権活動家)、H.M. ムーサー (Hamīd Majīd Mūsā; イラク共産党)、R.H. フザーイー (Rajā Ḥabīb al-Khuzā'i; 産婦人科医)、A. ハーシミー ('Aqla al-Hāshimī; 外交官)、★ I. アッラーウィー (Iyād Allāwī; INA)、W. アブドゥラッティーフ (Wā'il 'Abd al-Latīf; パスラ州知事)

・スンナ派：★ A. パチャーチー (Adnān al-Pachāchī; 独立 / 元外相)、N. チャーデルチー (Nāṣir al-Chāderchī; 国民民主党)、S.S. マフムード (Samīr Shakīr Maḥmūd; スマイディー部族出身・作家)、G. ヤーウィル (Ghāzī al-Yāwīr; 部族代表・

しかし、議長選出は混乱を極めた。その結果、代表メンバーが選出され、彼らが1ヶ月ごとの輪番制で議長を務めることになった [Allawi 2007: 191]。代表メンバーは当初、シーア派2人、スンナ派1人、クルド1人の計4人で構成されるようになっていたが、クルド人の代表をめぐってバールザーニーとターラバーニーで妥協が得られなかった。代替案は、両人とも代表メンバーに入ることであった。その結果、スンナ派も2人の代表を要求した。しかし、これではシーア派の相対的な優位が維持できなくなるため、シーア派代表を5人に増加し、最終的に9人のメンバーが任命されることとなったのである。

以上のようなイラク統治評議会の任命および代表メンバーの選出方法は、欧米の宗派・民族に基づいた単純化された対イラク認識を如実に表している。言い換えると、宗派・民族に従ったポスト分配こそが平等な民主主義であるという「虚構」に基づいている。実際は、このような分配こそが、各宗派に国家の社会的経済的なパイを固定化することに繋がり、さらに固定化された社会的経済的利害関係が、翻って、宗派・民族意識を醸成することになるのである。戦後に激化する宗派対立のひとつの契機となったのが、この評議会メンバーの任命であろう。いずれにしても、同評議会は、新たな憲法を年末までに形成すること、それに従って主権委譲、その後暫定政権を構成し、さらにその新憲法に従って、選挙を行なうということが決定された。

スイースターニーは、同統治評議会に対する評価に関しては直接言及していないものの¹⁶⁾、同評議会が作成した憲法は正当性を持たないと明言していることから、極めて批判的であることは疑いを入れない。彼は言う。

「憲法の問題に関しては、最も重要なことは、それがイラク国民の進路・未来の決定と結び付いていることである。法学権威はこの問題に関する自らの見解を明白にし、きたる憲法起草は任命ではなく選挙によって行なわれるべきである、ということを強調する必要があると考えている。また、憲法は、占領当局によって任命された者、あるいは統治評議会と呼ばれている評議会のメンバーによって書かれた場合、いかなるものであれ、正当性を持たない (lā shar'īya)」(ファトワー 21; 2003年7月14日)。

「イラク憲法は、一般選挙を通じて選出されたイラク国民の代表によって、起草されるべきである。イラク国民によって選出されていない評議会が起草した憲法は、いかなるものであれ受け入れられるものではない。……正当性 (al-shar'īya) とは、あまねく宗派・民族のイラク国民の民意によって成立した政府こそが有するものに他ならない」(ファトワー 22; 2003年7月14日)。

以上の議論からは、ひとつの興味深いねじれを見出すことができる。米国が国際社会の強い反対を押し切って開戦を強行した正当化要因あるいは理念は、イラクに民主主義を定着させることであった。それに関わらず、CPAは選挙ではなく任命による統治評議会を形成し、トップ・ダウ

技師)、★ M. アブドゥルハミード (Muhsin 'Abd al-Hamīd; イラク・イスラーム党)

・クルド; ★ J. ターラバーニー (Jalāl al-Tālabānī; PKU)、★ M. バールザーニー (Mas'ūd al-Bārzānī; KDP)、M. ウスマーン (Mahmūd al-Uthmān; 独立)、S. バハーウッディーン (Ṣadāh al-Dīn Bahā' al-Dīn; クルディスターン・イスラーム党)、D. ニールッディーン (Dūr Nūr al-Zīn; 裁判官)
 ・アッシリア; Y. カンナー (Yonnādām Kannā; アッシリア民主運動)
 ・トルコマーン; S. チャプーク (Sougūl Chaouk; イラク女性組織) [CPA 2003]。25名中18名が亡命政党に属し、クルドを除いて地域の代表者ではないことに留意が必要である。

16) 朝日新聞によるイラク統治評議会に関するスイースターニーの見解への質問に対して、「法学権威はこの評議会に関して、何も述べていない」(ファトワー 23; 2003年7月19日)と返答し、憲法の話を中心に声明を出している。

ン方式で憲法を起草しようとしている。一方、民主的であると認識されていないスィースターニー側は、民主的に代表を選出するように強く主張している。この米国の欺瞞に対する一貫した反対が、彼の政治的影響力をも拡大していく要因となったのである。

2. 政治・社会混乱、治安悪化の兆候

行き詰まる占領当局の政策と、調整困難な統治評議会内部の利害対立にも関わらず、2003年5月から7月までの期間は、自動車を用いた爆弾攻撃などの事件は1件も起きていない [Herring and Rangwala 2006: 19]。しかしながら、この状態は長くは続かなかった。2003年8月19日に国連のバグダード事務所が爆破され、同29日には SCIRI 議長ムハンマド・バーキル・ハキーム (Muḥammad Bāqir al-Ḥakīm, 1944-2003) がナジャフで爆殺された。政治プロセスの混乱は、社会の混乱を激化させる。社会混乱は、地元を根を張る政治勢力による市民の動員を通じた影響力の拡大に帰結する。中央政府が提供できない社会サービスや治安維持の役割を担うからである。このように、スィースターニーを中心とする宗教界やサドル派をはじめとする国内勢力のコミューナルな紐帯は、求心力をますます強化していった。すなわち、前者は幅広い支持者の精神的な拠り所として、後者はイラク・ナショナリズムとイスラームを共振させた占領軍に対するラディカルな抵抗運動として¹⁷⁾、着実に政治的発言力を拡大していったのである。

国連事務所爆破に対して、8月21日にスィースターニーが犠牲者への追悼と容疑者への非難、国連の支援継続を求めるファトワーを発出している。

「我々は、イラクにおける国連代表のセルジオ・デ・メロ氏や、バグダードの国連駐留所の同僚たちの命を奪った恐ろしい事件の知らせを聞いて、深い悲しみに直面している。

我々は、この罪深き事件を非難する。そして、故人がイラク在住中に行なった調査などの努力 [に報いる] ためにも、国連がこの試練においてイラクと共に歩むことを切望している。さらに、この痛ましい事件が、この緊迫した状況においてイラクを支援する国際機関の尽力に影響しないことを望んでいる。否、国際機関が、この移行段階のイラクにおいて、安全と独立を確立するための中心的な役割を果たし、イラク人が自らの祖国を統治し、主権を回復する能力を持つために不可欠な一歩を踏み出すことができるよう、監督していただくことを、我々は切に願っている」(ファトワー 29; 2003年8月21日)。

このように、2003年8月ころから治安悪化の兆候がいくつか見られるようになった。これに対してスィースターニーは、イラクの統一を強く呼びかける。

「イラクにおけるシーア派とスンナ派の間の同胞関係は、最近生じた悲しい出来事の影響を受けることはないであろう。イラク国民はみな、このような出来事が繰り返されることのないよう、合意してきた。すべてのイラク人が、スンナ派もシーア派も、国家の統一とその宗教的・国民的な安定の護持を希求していることを強調しておきたい。同様に、すべてのイラク人は、多元主義

17) ただし、スィースターニーもまた、イラク人によるイラクの統治と統一を主張している点でイラク・ナショナリズムとイスラームの双方を掲げていることに留意が必要である。ムクタダー・サドルは、父サーディクの「発言するマルジャイーヤ」(al-marja'īya al-nāṭiqā) [Ra'ūf 1999: 186] を継承し、ウラマーは政治に積極的に参加しなければならないと主張した。筆者によるシャイフ・ハムザ (al-Shaykh Ḥamza, サドル派在シリア最高幹部) へのインタビューによる (サイイダ・ザイナフ, ダマスカス, シリア: 2006年6月25～26日実施)。

(al-ta'addūfiya) と他者の見解の尊重に基づいて、すべてのイラク人の平等と公正の原則を保証する新たな政府を確立する必要があることで合意しているのである」(ファトワー 45; 2004年1月6日)。

3. イラク基本法の制定とスィースターニーの批判

2003年11月15日、国連決議 1511号に基づいて、CPAと統治評議会の間でイラク主権委譲に関する合意がなされた。憲法は民主的に選出されたイラク国民の代表によって起草されるべきであるというスィースターニーのファトワーを無視できず、さらに統治評議会に彼の側近を登用するという打開策を模索したCPAの政策が暗礁に乗り上げた結果 [Allawi 2007: 211]、計画が見直されたのである。11月15日合意として知られることになるこの合意では、2004年2月28日までにイラク基本法(暫定的な憲法に相当)を作成し、それを元に暫定移行政府を形成することが決定された。しかし、この暫定政府も統治評議会同様に、選挙によって選出されたイラク人から形成されるわけではない。代わりに、18の県がそれぞれ15人の組織委員会のメンバーを選出し、CPAの許認を受けて統治評議会がそれを任命する。そのメンバーが行政区選出幹部会(Governorate Selection Caucus)を形成する。その後、この幹部会が2004年5月31日までに代表を選出するという3段階の複雑な選出方法を取ることが合意された。この暫定政府に対して、2004年6月30日までに主権を完全に委譲するということが決定されたのである [Stansfield 2007: 171]。

主権委譲と憲法制定のプロセスが以上のように合意されたことに対し、ワシントンポストの質問に答える形でスィースターニーは次のようなファトワーを出し、合意の正当性とその内容を厳しく批判する。

「第1に、これ [イラクにおける政権移行のための新たな計画] は、占領当局との合意の上で、統治評議会によって、移行期のイラク国家の憲法を準備するものである。それゆえにこれは、合法的な性格を満たすものではない。否、これ [政権移行と新たな憲法制定の計画] は、イラク国民の代表が決定を下すことを目的とするべきである。

第2に、憲法制定のための移行議会のメンバー選定のメカニズムは、真の意味でイラク国民の代表が議会を形成することを保障するものではない。このメカニズムを、イラク国民の意思を吸い上げ、公正に代表し、正当性を損なうことのないような他の制度、すなわち選挙に代替しなければならない。おそらく選挙の実現可能性は、他の要素に加えて配給券 (al-bitāqa al-tamawwunīya)¹⁸⁾ に依存しているであろう」(ファトワー 43; 2003年11月28日)。

これは、統治評議会が形成された際に発出されたファトワーとほぼ同様の内容である。やはり問題となるのは、暫定政府と憲法制定のプロセスの民主性であった。スィースターニーは、イラク新憲法を審議するメンバーは、選挙によって選ばれるべきであると説き、イラク国民の民意尊重を呼びかけた。このファトワーに従って、2004年1月には各地で選挙実施要求を掲げるデモが爆発的な拡大を見せた。大きな混乱が生じたことで、スィースターニー自身が1月23日にデモの当面停

18) ここでスィースターニーが選挙の鍵を握るのは配給券であると論じているのは、以下のような理由による。安保理決議 986号に基づいて、1995年から開始された国連の経済制裁下での「食料のための石油」輸出プログラムが実施された。そこでは、国民は家族構成に応じて配給券を支給されており、配給券の管理のために作成された台帳が、国民の家族構成などを示すものであった。ここで展開されているのは、配給券台帳が有権者の把握に有効である、という議論である。実際、2005年1月30日に行われた国民議会選挙において、国勢調査の実施が困難を極めたため、有権者登録の際に住民動態把握のための代替策として利用されたのが、この配給券であった [酒井 2005f: 34; Herring and Rangwala 2006: 22]。

止を呼びかけなければならないほどの状況に陥ったのである。その結果、ドイツの新聞への返答として出したファトワーにおいて、スイースターニーは6月末までに選挙が実施されない場合、代替案として国連安保理による選挙実施を保証する決議を求めた(ファトワー 53; 2004年2月16日)。すなわち、混乱回避のために、事実上選挙実施の見送りを容認する考えを示したのである。

この11月15日合意の日程に基づき、2004年3月1日にイラク基本法(The Transitional Administrative Law, TAL; Qānūn Idāra al-Dawla al-‘Irāqīya li-l-Marḥala al-Intiqāliya)が公布された。全62条からなる本法は、基本原則、基本的権利、イラク移行政府、移行立法府、移行行政府、連邦司法府、特別法廷、地域・県・市・地区、暫定期間の大きく9つの章に分けられている[TAL 2004]。恒久憲法制定のための国民議会(制憲議会)選挙は、2004年12月31日までに、遅くとも2005年1月31日までには行なうこと[TAL 2004: Atc.30]、総議席数は275議席とすること[TAL 2004: Atc.31]、などの基本的な方針が決定され、2004年6月の主権委譲から、新憲法承認までイラクの事実上の憲法として用いられることになった。また、国民議会は2005年8月15日までに恒久憲法の起草を終え、10月15日までに国民投票にかける。この草案が国民投票で承認されれば、それを元に国民議会選挙を12月15日までに実施することも明記された[TAL 2004: Atc.61]。いづれにせよ、選挙実施の確約を取り付けたスイースターニーの貢献は大きい。

基本法の中で論争になり得る条項は、イラクの政治体制は、共和制・連邦制・民主主義・多元主義に基づくという部分と[TAL 2004: Atc.4]¹⁹⁾、イスラームは国家の公式宗教であり法源の一つである[TAL 2004: Atc.7]という条項であろう。またそれ以上に問題なのは、6月の主権委譲に間に合わせるための妥協策であったという点である[Stansfield 2007: 174]。その結果、一方でイスラーム行動組織(Munazzama al-‘Amal al-Islāmī)の指導者からはイスラームの扱いに対して、他方でサドル派やファディーラ党からは米国の圧力によって起草された基本法の正当性に対して、厳しい批判が出された[al-Hayāt 1 Mar, 2004; al-Zamān 10 Mar, 2004; 13 Mar, 2004]。『ザマーン』紙によると、ダアワ党のジャアファリー党首は、混乱を回避するために、スイースターニーに対して反対デモを呼びかけないように要請したという[al-Zamān 10 Mar, 2004]。

スイースターニーは、CPAとそれに任命された統治評議会が形成した基本法がイラクの民意を反映していないことを厳しく批判し、国連に対して選挙の早期実施を呼びかけて以下のように述べる。

「1. 法学権威は国連がイラクに再び戻り、政治プロセスを監督し、[その監督下で]一般選挙が実施されるように、多大な尽力を行ってきた。そして、選出された国民議会において、イラク国民の代表が移行期間の国家行政を自由に行い、恒久憲法を起草し、それに従ってイラク国民の代表が自ら決定を下すメカニズムが成立することを期待してきた。

しかしながら、『イラク基本法』と呼ばれるものが決定してからは、きたる国民議会は、イラク国民の公益に適した政策を採ることができないほど多くの足枷に縛られてしまうであろう。そこにおいては、選挙で選ばれたわけではない移行政府の議会は、移行期間における国家運営を占領当局と共に西洋の法に従って行なうことを余儀なくされる。より危険なことは、恒久憲法の起草とそれ

19) 連邦制を導入することに関しては、様々な問題が生じた。とりわけ、かねてからの争点であったキルクークのクルド地域への帰属をめぐる問題は、恒久憲法の制定まで棚上げすることが明記されている[TAL 2004: Atc.58]。バグダード、バスラ、モスルに次ぐ北部大都市キルクークは、クルド人、トルクマン、アラブ人、少数のアッシリア教徒が定住し、石油埋蔵量が多い。1970年代前半には、南部のシーア派アラブ人との「住民交換」によって、クルド人とのバランスを変化させる政策が取られた。

に基づいた〔政策などの〕採用が、〔占領当局とイラク国民の民意を反映しない政府に導かれた〕特定の原則・意思決定・制度で行なわれることになる、ということに他ならない。

最近の調査において、何百万もの国民の世論が〔基本法を〕否定するか変更を求めていることが明らかになったように、大多数のイラク国民の支持を得ていないこの基本法は、イラク国民の選出された代表の権利を平等に表していない。それゆえに、多くの宗教権威たちが真摯に要請していた選挙は失われ、ほとんど有効性がなくなった。

また、3人によって構成される議会の大統領府——1人目はクルド人、2人目はスンナ派アラブ人、3人目はシーア派アラブ人が任命される——を任命するこの基本法は、イラク国家の将来的な政治制度における宗派主義と人種主義を反映している。それは、この3者が合意に至らなければ、大統領府においていかなる決定もできない、ということの意味する。というのは、このような制度は、我々が現在直面しているような、外国の抑圧的な軍隊が存在しないところでは通常困難となるためである。この制度が袋小路に陥ることがないのは、〔現在のような〕独立を達成していない状況においてのみである。おそらく、〔イラク国家に〕分断と亀裂をもたらすであろう。至高の神は、これをお許しにならない。

2. 法学権威は以前から、一般選挙の日程を決めた国連安全保障理事会決議の発出を要請してきたが、占領当局が安保理の新たな決議にこの『イラク基本法』を組み込むように尽力していることに対して、遺憾の意を表明したい。占領当局が安保理決議に組み込みたいのは、国際的合法性を獲得せんがためであり、イラク国民がその合法性を必要としているからである。

我々は、このような事例から生じるプロセスが、イラク人一般に受け入れられず、将来に危険な結果をもたらすのではないかと危惧している。このことを安保理にお伝えしたい」(ファトワー58; 2004年3月19日)。

スィースターニーは、民主的に選ばれた政府が憲法を起草するべきであるとの議論に加えて、選挙実施を定めた国連決議の要求を繰り返した。また、宗派別のポスト分配やそれが含意する連邦制の危険性に対するスィースターニーの指摘は、その後のイラク政治の展開を見る限り、傾聴に値する。連邦制を明記したことにより、分裂が既成事実化していくという現実を、我々はすぐに目の当たりにするからである。

4. 暫定移行政府の形成と進む治安の悪化

スィースターニーの警告の一部は、すぐに現実のものとなった。2004年3月にはアーシューラーの巡礼中に爆弾が爆発し、多くの被害が出た。治安悪化の分水嶺となったのは、スンナ派武装勢力掃討作戦の一環として事後的に位置付けられることになる、2004年4月の米軍のファールージャ攻撃であろう。それによって、スンナ派地域の治安が急激に悪化した²⁰⁾。

それだけではない。同年11月のファールージャ再攻撃は、(1)スンナ派の民間人の巻き添えと、被害の拡大、(2)本来の目的であるテロ勢力根絶の失敗、逆に各地への分散と活動の先鋭化に帰結した。この攻撃により、人口約30万人のファールージャの街はほぼ壊滅した。スンナ派の武装勢力は、主としてモスルに拠点を移動し [Herring and Rangwala 2006: 35]、さらに攻撃を激化させ

20) ファールージャへの攻撃は、サドル派の抵抗運動への対策と連動して戦略的になされたものではなく、2004年3月31日に米国の民間警備会社の従業員(傭兵)4人が殺害され、死体を切断されてファールージャで撮影されたことに対する場当たりのなりアクションであった [Herring and Rangwala 2006: 29]。このアドホックな政策が、多くのイラク人の命を奪い、後の宗派対立の一因となった。

ただけではなく、選挙などのプロセスに関わるイラク人をも攻撃の対象とするようになった〔酒井 2005f: 37〕。4月と11月のファッルージャ攻撃は、占領への抵抗運動のシンボルとなった。しかし、ファッルージャ攻撃は、交渉によって今後の政治プロセスにサドル派を取り込もうとした8月のナジャフにおける同派包囲作戦とは、著しく対照的であった²¹⁾。米軍とCPAによるこのアドホックな政策以降、イラク・イスラーム党の政権離脱をはじめとして、多くのスンナ派は政治参加の機会が失われることになったのである。スィースターニーは、このファッルージャ攻撃を批判し、平和的解決を呼びかけた〔al-Sharq al-Awsat 13 Dec, 2004〕。

治安悪化と社会混乱を平和的な形で解決することをイラク政府に要請しつつ（ファトワー 60; 2004年4月7日）、スィースターニーの代理人を統治評議会に送り込んでほしいという信者の要請に対しては、以下のように述べて、最高権威の役割に対する彼の見解を明らかにしている。

「スィースターニー（彼の権威が末永くありますよう）の事務所は、いかなる地域であれ、行政を担当する評議会に代理人を派遣したりはしない。評議会に参入する者は、仕事の能力が十分に備わっており、国民の大きな信頼を得ていなければならない」（ファトワー 62; 2004年5月27日）。

すなわち、スィースターニーは、法学権威は直接的に、政治に関与することは適切ではなく、あくまでも助言をするに留まるべきであると考えているのである。これは、政治不介入とも、イラン型の法学者の統治とも異なる立場である。

占領当局の政策が袋小路に陥る中、2004年6月1日、イラク暫定移行政府が形成された。しかし、選挙によってメンバーが選出されたのではなく、ほとんどが以前の統治評議会からのスライドであったことは、既に述べた。同移行政府のメンバーは、イラク人の支持を広く獲得することはできなかった〔Dodge 2005: 36〕。それだけではない。この暫定移行政府の統治期間中に、ネポティズムと汚職が横行したのである。ここで、スィースターニーの暫定移行政府に対する見解を確認しておこう。彼は言う。

「法学権威（彼の権威が末永くありますよう）は、以前から、主権を持ったイラク政府は、すべてのイラク国民が参加する自由で純粋な選挙によって選出される必要があると何度も繰り返し強調してきた。

しかしながら、周知の通り、様々な要因によってその選挙は放棄された。そして、延滞・否定・恐喝などが平然と行なわれ、時が過ぎて、イラク人が祖国に主権を取り戻すことになる6月30日の期日が目前に迫っている。

このようにして、最終的には選挙による正当性を獲得することなく、任命によって新政府が形成されることになった。付言すれば、この新政府は、イラク社会と政治勢力のすべての側面を適切に代表しているわけではなかった。

しかしながら、願わくは、この新政府が適切にそして純粋に確かな仕事をし、その肩に投げかけ

21) ナジャフのアリー・モスクを占拠していたサドル派の民兵と米軍を中心とする連合国軍の仲介を行なったのは、スィースターニーの息子であり代理人兼スポークスマンのリダー・スィースターニー（Muhammad Ridā al-Sīstānī）であった。両者の交渉では、①マフディー軍のナジャフ撤退と連合国軍のナジャフ再展開、②マフディー軍の武装解除の否定、③ムクタダーへの逮捕状の撤廃をはじめとする反サドル派政策の廃止などが決定された〔Allawi 2007: 274-275〕。ここでも問題を解決したのはスィースターニーであった。アリー・アッラーウィー（Ali Allawi）は、8月のナジャフ危機が、①スィースターニーを中心とするシーア派宗教界の決定的な影響力、②サドル派の政治的影響力の2点を浮き彫りにし、サドル派を政治プロセスに取り込まざるを得ない状況を作り出したと評している〔Allawi 2007: 322-333〕。

られた以下の重要な任務を実行する決意を固めることである。

1. 国連安全保障理事会から、イラク人が祖国に主権を取り戻すという明白な決定を獲得すること。その決議は、政治・経済・軍事・治安のいかなる分野にも欠陥があってはならず、すべての面で占領の遺産を排除しなければならない。

2. イラクのすべての地域における安全を向上させること。そして、組織的な犯罪活動、既存の犯罪行為に歯止めをかけること。

3. 市民に一般的なサービスを提供し、日常生活にかかわる不足を軽減すること。

4. 一般選挙に向けた準備を真摯に行ない、来年の初め（西暦で）までに確定した日取りを公表すること。それは、『イラク基本法』と呼ばれる法のような、占領下で発行されたいかなる決定からも自由な国民議会を形成するための選挙に他ならない。

新政府はまことに、明確な政治行動を通して、上述のような責務を果たすために真摯に歩まなければ、イラク国民には決して受け入れられないであろう」（ファトワー 63; 2004年6月3日）。

ここから分かるように、スィースターニーは、なし崩し的に形成された暫定移行政府の正当性に疑問をはさみつつ、今後の政府が克服すべき問題を設定し、積極的な提案を行なっている。この姿勢が、6月末の主権委譲移行の政治プロセスにおける彼の発言権の拡大につながり、初めての民主的な選挙の実施を前に、政党リストの後援、有権者登録および投票の呼びかけに結実していくのである²²⁾。

5. 「民主化論」と政治的レジティマシーの拡大

戦後の社会混乱の中で、イラク人の民意を無視した米軍の非民主的な政策と、汚職・ネポティズムが極限まで進んだ暫定移行政府とは反対に、宗教界の法学権威として既に社会的影響力を確立していたスィースターニーは、一貫してイラク人の民意を反映したイラク政府の形成を呼びかけた。イラク国民のイラク国民によるイラク国民のための政治の実現を主張したのである。その結果、彼の政治的影響力も段階的に、そして確実に拡大していった。

それでは、スィースターニーの「民主化論」をどのように考えるべきであろうか。この問題に関しては、2つの評価が存在する。第1に数の力を武器に民主主義をハイジャックしたという道具主義的な議論、第2にスィースターニーの民主性に対する過度の評価、の2つである。第1の道具主義的な議論に関しては、欧米のジャーナリズムをはじめとして様々な論者が主張しており、「戦後の政治移行プロセスにおいてはシーア派政党を結集し、数の力でシーア派の権利を確保することを求め続けた」[吉岡 2007: 42] という評価に収斂する。一方、第2の民主性の強調論は、スィースターニーが民主主義論者であるかのような議論を展開しており、必ずしも適切な評価ではない²³⁾。

むしろ、彼の「民主化論」は、選挙によってシーア派宗教界が体現する政治的レジティマシーを

22) なお、主権委譲の2ヶ月後の8月、スィースターニーは心臓病治療のためロンドンに出かけており、政治的発言はない。その間に、米軍がナジャフのマフディー軍を包囲したのである。

23) 例えばボアン・コールは、スィースターニーの民主的な選挙の実施要求は人民の主権を認めており、主権は神にのみ属していると論じるホメイニーをはじめとするイスラーム主義者とは全く異なる指摘する。そして、人民主権に基づいた民主的政治イデオロギーにイラク政治の安定化の可能性を見出しており、スィースターニーの民主性を極めて高く評価している。Juan Cole, "US Policy and the Shiites of the Gulf" *International Workshop, Shi'ite Societies in the Global Politics* (Meiji University, 15 July 2007). ナカシュ (Yitzhak Nakash) は、スィースターニーは、近代的なネイション・ステイトを受容し、スンナ派とクルド人を抱えるイラクにおいて民主的な選挙の実施を要請している点で現実的姿勢を取り、立憲制を呼びかけている点でナーイーニー (Mohammad Huseyn Nā'īnī) とのアナロジーで捉えられると評している [Nakash 2006: 8-9]。

最大化することを目的としていた、と考えるべきである。どうということか。シーア派宗教界は、民衆による宗教界の支持と宗教界による民意の吸い上げの相補的な政治動員のメカニズムを有している [山尾 2007a: 63-78]。民主的選挙を通じたイラク人による政府の形勢を要求することは、この動員メカニズムを強化・拡大することであり、同時にネーションの持つ政治的レジティマシーをも担保する。これによって、宗教界が体現するイスラームの政治的レジティマシーを最大化することができる、スィースターニーの「民主化論」はこのような意味を持っていた。このように考えることで、安易な道具主義的評価や民主性の強調に陥ることなく、宗教界と政治の関係を分析することが可能となる。

IV. 民主化論から国民統合論へ

本節では、はじめに戦後イラク政治の特徴を概観し、続く第2項で2005年1月の制憲議会選挙を分析する。さらに、第3項で恒久憲法制定と国民投票、第4項で12月の国民議会選挙を取り上げ、最後に激化する宗派対立を通して、スィースターニーの政治・社会的影響力がどのように推移していったかを分析する。

1. 戦後イラク政治の特徴とスィースターニーの役割

戦後初期の混乱期を乗り越えた占領下の移行政府は、自らの新たなイラク政府形成のために進み始めた。2005年には憲法制定議会と国民議会のメンバーを決める2回の選挙が実施されたわけであるが、いずれの選挙においても、あるいは戦後イラク政治の全般的な傾向として、イデオロギーや階級というよりはむしろ、宗派や民族に基づいた政治が顕在化してきた。酒井の言葉を借りると、「既存の宗派、民族ネットワークを政治的動員手段として用いることが、イラク国内政治プロセスの中で定着していった」 [酒井 2007: 21] のである。

以上のような状況を生む一因は、戦後にイラク政治の中枢を握ることになった政党あるいは政治勢力が、長期にわたる国外反体制活動によって国内の支持基盤を喪失していたことに求められよう。体制移行後に重要となるのは、政権を握ることになる元反体制政党が、「政治と社会をつなぐ主要な中間・媒介装置として期待できるかどうか」 [武田 2001: 94] である。しかし、イラクの場合ほとんどの亡命政党にこの役割を期待することはできなかった。その場合、2つの可能性が考えられる。それは、第1に既存の国内政治勢力と連動した政治動員を行うこと、第2に既存の宗教・宗派・民族などの基盤、あるいは潜在的な亀裂に従った政治動員を行なうこと²⁴⁾、である。

端的に言えば、イラクにおいてはこの2つの可能性が同時並行的に進んだ。1992年5月のクルディスタン地域における初の議会選挙以降、事実上の自治政府を運営していたクルドを例外とし

24) ただしこのことは、必ずしもイラクにおいて宗派・民族的な亀裂が普遍的に存在し、自明のものであるということの意味しない。現代イラクは、オスマン帝国の3州（モスル州・バグダード州・バスラ州）が統合されることで成立したことから、「イラクは、その長い歴史のほとんどの期間において、[現在の] イラクという意味で一般に用いられてこなかった。それは、長い歴史を通して、極めて異なる領域を示す言葉として用いられてきた」 [Longrigg 1925: v] と認識されており、この地域的な一体性の欠如が、宗派・民族的なアイデンティティーの強さに沿った亀裂に繋がる [Kelidar 1993: 317]、という議論が主流であった。この議論は、政治的中枢を占めるスンナ派アラブ、国を持たない少数民族のクルド、そして周辺化された多数派のシーア派アラブという3つのカテゴリーを分析の枠組みとし、それらが自明の前提としての社会亀裂となっているがゆえにイラク・アイデンティティー形成の妨げになると論じるベンジオ (Ofra Bengio) の研究 [Bengio 1999] に典型的に見られる。これに対して、ファッターハ (Hala Fattah) やフィセール (Reidar Visser) などは、イラク人意識の出現をオスマン帝国の崩壊以前に見出すという新たな議論を提示している [Fattaha 2003; Visser 2005]。以上から明らかのように、歴史を通して宗派・民族的亀裂が存在すると前提することはできない。

で²⁵⁾、1980年まで国内で大きな支持基盤を持っていたダアワ党ですら、その後は国内支持基盤から切り離されていた。その結果、既存のシーア派宗教界のネットワークが極めて重要な政治動員のツールとなると同時に、宗派や民族の軸にそった政治動員が顕在化するという状況が戦後イラクに出現したのである²⁶⁾。

これはシーア派のみに当てはまることではない。バアス党政権崩壊直後の4月14日には、スンナ派のウラマーを中心としたムスリム・ウラマー機構 (Hay'a al-'Ulamā' al-Muslimīn) が形成された。これは、確立した制度的基盤を有するシーア派宗教界への対抗策として形成されたと考えられ、スンナ派住民をイスラームによって動員しようとする試みに他ならない。また、アンバール県のドゥライミー (Dulaymi) 部族連合に代表されるように、部族のネットワークを使った政治動員も戦後顕著に見られる。2003年6月には42人の部族長で構成されるドゥライミー部族連合評議会を形成し、独自の政策を模索し始めた [Herring and Rangwala 2006: 113-115]²⁷⁾。

このように、19世紀中旬以降のイラクにおいて、宗派・エスニックな政治動員はほとんどなかったが、2003年以降、広くこの方法が取られるようになった [Stansfield 2007: 161]。言い換えると、国内の支持基盤の欠如、イラク政府の早期形成の必要性、極度の政治・社会・経済的不安定などの様々な要因が複合的に重なり合い、宗派主義的な政治動員に結実したのである。

以上のような状況の中で、シーア派宗教界の権威に立脚するスィースターニーの政治的な発言力あるいは影響力がより大きなものになっていった。もうひとつ重要なこと、それはこの段階において彼が政治をまとめ、イラク国民を統合することに力点を移行していったことである。そのひとつの帰結が、イスラーム政党の統合であった。2004年10月18日、スポークスマンのハッファーフは、スィースターニーが主要シーア派政党の統合のための6人委員会を準備し、選挙に向けた政党リストを形成したと発表した [al-Sharq al-Awsat 19 Oct, 2004]²⁸⁾。これこそが、イラク統一同盟に他ならない。SCIRIの議長アブドゥルアズィーズ・ハキームが同同盟の長を務めることになった。

2. 2005年1月30日制憲議会選挙と政治的影響力の絶頂

1月30日の選挙は、全国を1区とする拘束名簿式比例代表制で行なわれた。表1は2004年12月20日にイラク独立選挙委員会 (The Independent Electoral Commission of Iraq; al-Mufawwadīya al-'Ulyā al-Mustaqilla li-l-Intikhābāt fī al-'Irāq) が発表した政党同盟リストの最終版である。ここから分かるように、異なるイデオロギーを持つ政党による多くの同盟が、選挙のために形成された。

25) しかし、1993年ころから始まったクルディスタン民主党 (Kurdistan Democratic Party, KDP) とクルディスタン愛国同盟 (Patriotic Union of Kurdistan, PUK) の対立は、1996年8月にはKDPがイラク政府軍の支援を呼び込んでPUK掃討作戦を展開するまでに発展し、KDPとPUKはそれぞれの支配地に個別の政府を形成していた [Bengio 1999: 157-158; Tripp 2000: 272-274; Marr 2004: 285-286]。

26) ここで極めて重要なのは、イラクの現代史を通じて宗派・民族に従った政治動員はほとんど見られなかったということである。デイヴィス (Eric Davis) がいみじくも指摘しているように、イラク政治において宗派意識が目に見える形で出現する初めての契機となったのは、1991年のシャアバーン蜂起であった。それ以前は、シーア派やクルドなどといった宗派・民族の差異を強調するような言葉は政治用語として用いられてこなかったものであり [Davis 2005: 228]、基本的に歴代の政権は、民族・宗派意識を植え付けるような政策をタブー視していたのである [大野 2006: 65]。

27) しばしば論じられるように、歴代のイラク政権は、スンナ派が中心であったが、それは宗派的な動員ではなく、個人的な政治家として、地域の名家であることなどに依拠した政治活動を行っており、宗派別の政党活動は稀であった [酒井 2006: 93-94]。ただし、1950年代の王政後期に関しては、例外的にスンナ派の政党が存在した [Shubbar 1990; 1991]。

28) 同政党リストには、可能な限り多くの政党が加盟できるように調整が行なわれた。筆者によるハッファーフへのインタビューによる (ハーラト・フライク; ベイルート, レバノン: 2007年2月17日実施)。

【表 1：1 月 30 日制憲議会選挙の政党リスト】

番号	政党リスト名	加盟政党
1 (205)	統一リスト (al-Qā'ima al-Muwahhada)	イラク・イスラーム革命最高評議会 (al-Majlis al-A'lā li-l-Thawra al-Islāmīya fi al-'Irāq; SCIRI)
		バドル組織 (Munazzama Badr) ¹
		ダアワ党イラク機構 (Hizb al-Da'wa al-Islāmīya/Tanzīm al-'Irāq)
2 (244)	統一イスラーム戦線 (al-Jabha al-Islāmīya al-Muwahhada)	イラク・ヒズブッラー (Ḥaraka Hizb Allāh fi al-'Irāq)
		SCIRI
		バドル組織 イスラーム行動組織 (Munazzama al-'Amal al-Islāmīya) イスラーム合意運動 (Ḥaraka al-Wifāq al-Islāmī)
3 (342)	統一民主主義勢力 (al-Quwā al-Dīmuqrāṭīya al-Muwahhada)	イラク共産党 (Hizb al-Shuyū'ī al-'Irāqī)
		統一国民同盟 (al-'Itilāf al-Waṭanī al-Muwahhada)
		アラブ社会主義運動 (al-Ḥaraka al-Ishtirākīya al-'Arabīya)
		国民民主党 (al-Hizb al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī) 独立民主主義集団 (Tajammu' al-Dīmuqrāṭīyīn al-Mustaqqillīn)
4 (366)	説法壇の殉教者ムハンマド・バーキル・ハキーム団 (Shahīd al-Mihrāb al-Sayyid Muḥammad Bāqir al-Ḥakīm)	SCIRI
		バドル組織
5 (287)	イスラーム・バスラ・リスト (al-Baṣra al-Islāmīya)	イスラーム行動組織
		神の復讐イラク組織 (Munazzama Tha'r Allāh al-Islāmīya al-Maqarr al-'Āmm fi al-'Irāq)
		イスラーム殉教者運動 (Ḥaraka Sayyid al-Shuhadā' al-Islāmīya)
		イラク・ヒズブッラー
		SCIRI
		バドル組織
		ダアワ党イラク機構 イスラーム・ダアワ党 (Hizb al-Da'wa al-Islāmīya)
6 (302)	ディヤラー県クルド・アラブ・トルコマーン民主同盟 (al-Taḥāluf al-Dīmuqrāṭī al-Kurdī al-'Arabī al-Turkumānī, Muḥāfaza Diyālā)	クルディスタン民主党 (Part-i Dēmokratī-y Kurdistan-i 'Irāq; KDP)
		クルディスタン愛国同盟 (Yekêṭī-y Nîştimanperwer-i Kurdistan; PUK)
7 (339)	ディヤラー国民イスラーム同盟 (I'tilāf al-Quwā al-Islāmīya wa al-Waṭanīya fi Diyālā)	イスラーム・ダアワ党
		SCIRI
		バドル組織
8 (363)	公正・未来同盟 (I'tilāf al-'Adāla wa al-Mustaqbal)	民主公正発展党 (Hizb al-'Adāla wa al-Taḥaddum al-Dīmuqrāṭī)
		自由ファイル人クルド組織 (Munazzama al-Kurd al-Faylīyīn al-Ahrār) ⁱⁱ
9 (237)	マイサーン民主同盟 (I'tilāf Maysān al-Dīmuqrāṭī)	統一党 (Hizb al-Wahda)
		イラク共産党
		アラブ社会主義運動 民主カースィム主義集団 (al-Tajammu' al-Qāsīmī al-Dīmuqrāṭī)

番号	政党リスト名	加盟政党
10 (225)	統一民主同盟 (al-Taḥāluf al-Dīmuqrāṭī al-Muwaḥḥad)	アラブ社会主義運動
		独立民主主義集団
		国民民主党
		イラク民主主義集団 (al-Tajammu' min ajl al-Dīmuqrāṭīya al-'Irāqī)
11 ★ (175)	イラク・トルコマーン戦線 (Jabha Turkumān al-'Irāq)	トルコマーン党 (Ḥizb Türkman Aylī)
		イラク・トルコマーン国民党 (al-Ḥizb al-Waṭanī al-Turkumānī al-'Irāqī)
		独立トルコマーン運動 (Ḥaraka al-Turkumān al-Mustaḥilliyīn)
		イラク・トルコマーン公正運動 (Ḥizb al-'Adāla al-Turkumānī al-'Irāqī)
		イラク・トルコマーン・イスラーム運動 (al-Ḥaraka al-Islāmīya li-Turkumān al-'Irāq)
12 ★ (169)	イラク統一同盟 (al-'Itlāf al-'Irāqī al-Muwaḥḥad) ⁱⁱⁱ	SCIRI
		イスラーム・ダアワ党
		中道集団党 (Ḥizb Tajammu' al-Wasaṭ)
		バドル組織
		ダアワ党イラク機構
		公正平等集団 (Tajammu' al-'Adl wa al-Musāwā)
		イラク国民議会 (Ḥizb al-Mu'tamar al-Waṭanī al-'Irāqī, INC) ^{iv}
		イスラーム・ファディーラ党 (Ḥizb al-Faḍīla al-Islāmī)
		第1国民民主党 (al-Ḥizb al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī al-Awwal)
		イラク・トルコマーン・イスラーム同盟 (al-Ittiḥād al-Islāmī li-Turkumān al-'Irāq)
		トルコマーン忠誠運動 (Ḥaraka al-Wafā' al-Turkumāniya)
		イラク・イスラーム・ファイラ集団 (al-Tajammu' al-Faylī al-Islāmī fī al-'Irāq)
		イスラーム行動組織
		イラクの未来集団 (Tajammu' 'Irāq al-Mustaqbal)
		イラク・ヒズブラー
イスラーム殉教者運動 (Ḥaraka Sayyid al-Shuhadā' al-Islāmīya)		
13 (117)	平和バグダード・リスト (Baghdād al-Salām)	イスラーム・ダアワ党
		ダアワ党イラク機構
		イスラーム行動組織
		イラク・クルド・イスラーム同盟 (al-Ittiḥād al-Islāmī li-Kurd al-'Irāq al-Fīlīyīn)
14 (275)	安全と建設リスト (al-Amān wa al-'Imār)	イラク共産党
		独立民主主義集団
15 (148)	民主イラク同盟 (l-'Itlāf al-Rāfidayn al-Dīmuqrāṭī)	大河の間国民同盟 (Ittiḥād bayna Nahrayn al-Waṭanī)
16 (350)	民主発展集団 (al-Tajammu' al-Dīmuqrāṭī al-Taqaḍdumī)	独立シリア教会集団運動 (Ḥaraka Tajammu' al-Suriyān al-Mustaḥill)
		民主国民同盟 (al-'Itlāf)
		イラク共産党
		民主国民連合 (al-Takhāluf al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī)
		KDP

番号	政党リスト名	加盟政党
17 (190)	バグダード国民リスト (Qā'ima Baghdād al-Waṭaniya)	イスラーム民主潮流 (al-Tayyār al-Islāmī al-Dīmuqrāṭī) イラク民主主義運動 (Ḥaraka al-Dīmuqrāṭīyīn al-'Irāqīyīn)
18 (224)	カルバラー民主十字路リスト (al-Multaqā al-Dīmuqrāṭī li-Karbalā' al-Muqaddasa)	独立民主主義集団 イスラーム合意運動 (Ḥaraka al-Wafāq al-Islāmī)
19 ★ (324)	大衆同盟 (Ittiḥād al-Sha'b) ^v	ダーウード・ハキーム派 (al-Duktūr Ḥikmat Dāwūd Ḥakīm) イラク共産党
20 (161)	クルディスタン民主主義発展リスト (Qā'ima al-Dīmuqrāṭīya al-Kurdistāniya wa al-Taqaḍḍum)	クルディスタン共産党 (al-Ḥizb al-Shuyū'ī al-Kurdistānī al-'Irāq) クルディスタン民主社会主義党 (al-Ḥizb al-Ishtirākī al-Dīmuqrāṭī al-Kurdistānī) クルディスタン労働者党 (Ḥezbī Zehmetkēshānī Kurdistan)
21 (178)	イスラーム・トルコマン同盟 (al-'itilāf al-Islāmī wa al-Turkumānī)	バドル組織 イスラーム・ダアワ党
22 ★ (204)	ラーフィダイン・リスト (Qā'ima Rāfidayn al-Waṭaniya) ^{vi}	アッシリア民主運動 (al-Ḥaraka al-Dīmuqrāṭīya al-Āshūrīya) カルデア民族評議会 (al-Majlis al-Qawmī al-Kaldānī)
23 (122)	友好同盟 (I'tilāf al-Walā')	ダアワ党イラク機構 イラク部族イスラーム議会 (al-Mu'tamar al-Islāmī li-'Ashā'ir al-'Irāq)
24 ★ (130)	クルディスタン同盟リスト (Qā'ima al-Taḥāluf al-Kurdistānī) ^{vii}	PUK KDP クルディスタン・イスラーム同盟 (al-Ittiḥād al-Islāmī al-Kurdistānī) クルディスタン共産党 クルディスタン民主社会主義党 大河の間民主党 (Ḥizb bayna Nahrāyn al-Dīmuqrāṭī) カルデア民主同盟党 (Ḥizb al-Ittiḥād al-Dīmuqrāṭī al-Kaldānī) アッシリア国民党 (al-Ḥizb al-Waṭanī al-Āshūrī) クルディスタン農民被抑圧者運動 (Ḥaraka Fallāḥī wa Muḍṭahadī Kurdistan) クルディスタン労働者党 (Ḥezbī Zehmetkēshānī Kurdistan) クルディスタン民主民族同盟 (al-Ittiḥād al-Qawmī al-Dīmuqrāṭī al-Kurdistānī)
25 (147)	バグダード統一連邦制リスト (al-Qā'ima al-Waṭaniya al-Fidirāliya al-Muwahḥasa min aḥl Baghdād)	PUK KDP イラク国民合意運動 (Ḥaraka al-Wafāq al-Waṭanī al-'Irāq, INA) アッシリア民主運動
26 ★ (285)	イラク・リスト (al-Qā'ima al-'Irāqīya) ^{viii}	イラク国民合意運動 イラク民主主義運動 国民民主復興党 (Ḥizb al-Nahḍa al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī) 独立イラク組織 (al-Hay'a al-'Irāqīya al-Mustaḥilla) イラク忠誠集団 (Tajammu' al-Wafā' li-l-'Irāq) イラク名望家評議会 (Majlis A'yān al-'Irāq)

番号	政党リスト名	加盟政党
27 (119)	サラフッディーン県統一民主同盟 リスト (Qā'ima al-I'tilāf al-Dīmuqrāṭī al-Muwaḥḥad fī Muḥāfaẓa Ṣalāḥ al-Dīn)	KDP
		PUK
28 (214)	統一民主リスト (al-Qā'ima al-Dīmuqrāṭīya al-Muwaḥḥada)	KDP
		PUK
29 (163)	国民政治評議会 (al-Majlis al-Siyāsī al-Sha'bi)	イラク・ヒズブラー
		イラク国民議会
		統一国民同盟
		自由共和主義者党 (Ḥizb al-Jumhūrīyīn al-Ahrār)
30 (162)	クルディスタン民主国民リスト (al-Qā'ima al-Waṭanīya al-Dīmuqrāṭīya al-Kurdistāniya)	KDP
		PUK
		クルディスタン・イスラーム同盟
		クルディスタン共産党
		クルディスタン民主社会主義党
		アッシリア民主運動
		カルデア民主同盟党
クルディスタン民主民族同盟		
31 (152)	自由中道リスト (al-Wasaṭ al-Hurr)	自由使命集団 (al-Tajammu'a al-Risālī al-Ḥurr)
		イスラーム行動組織
32 (353)	イラク国民運動と市民社会独立同盟 (al-Ḥaraka al-Waṭanīya al-'Irāqīya wa al-I'tilāf al-Mustaqill li-Munazzamāt al-Mujtama' al-Madanī al-'Irāqī)	イラク国民運動 (al-Ḥaraka al-Waṭanīya al-'Irāqīya)
		市民社会組織独立同盟 (al-I'tilāf al-Mustaqill li-Munazzamāt al-Mujtama' al-Madanī fī al-'Irāq)
33 (123)	バグダードの民リスト (Ahālī Baghdād)	SCIRI
		バドル組織
34 (367)	キルクーク同胞リスト (Qā'ima Kirkūk al-Muta'akhiya)	イラク共産党
		クルディスタン共産党
		トルコマーン同胞党 (Ḥizb al-Akhā' al-Turkmānī al-'Irāq)
		トルコマーン民主社会主義党
		自由将校市民運動 (Ḥaraka al-Dubbāt wa al-Madanīyīn al-Ahrār)
		PUK
クルディスタン民主民族同盟		

[注] ①番号は便宜上のものである。なお、() 内の番号は、イラク独立選挙委員会の登録番号を示す

② ★は議席を獲得した政党リストを示す

③本表は政党ブロックのみを対象としている

●単独政党での登録のうち、議席を獲得した政党

番号	政党リスト名	指導者 / 性格
35 (255)	イラーキーユーン ('Irāqīyūn)	G. ヤーウィル (Ghāzī al-Yāwir) を中心とするスンナ派、部族、世俗主義政党
36 (352)	国民幹部エリート集団 (al-Kawādir wa al-Nukhab al-Waṭanīya)	S. アティーヤ (Sāmī al-'Aṭīya) などを中心とするサドル派の一部
37 (283)	クルディスタン・イスラーム協会 (al-Jamā'a al-Islāmiya al-Kurdistāniya)	クルド地域を支持基盤とするイスラーム主義政党

番号	政党リスト名	指導者 / 性格
38 (111)	イスラーム行動組織 (Munazzama al-'Amal al-Islāmī fī al-'Irāq)	1970年代後半にシーラーズィー、ムダッリズィー両家を中心に形成、カルバラー中心に支持基盤をもつシーア派、イスラーム主義政党
39 (258)	国民民主同盟 (al-Taḥāluf al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī)	1946年に社会民主主義などを掲げて形成、カーシム政権期には党勢を拡大するもバース党政権成立後に亡命、N. チャーデルチャーなどを中心とするスンナ派、世俗主義政党
40 (311)	和解と解放ブロック (Kutla al-Muṣālaḥa wa al-Tahrīr)	元バース党員を中心とする世俗主義政党 (選挙直前までメンバー非公開)

[出所] イラク独立選挙委員会ホームページ (http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php)、各種報道などをもとに、筆者作成

-
- I イラク・イスラーム革命最高評議会の軍事部門、バドル軍団 (Faylaq Badr) を中心に形成された選挙用の政党。
- II イラク・イラン国境のザグロス山脈南部のファイル村に集住するシーア派のクルド人を中心とする政党。12月15日の国民議会選挙においては、イラク・ファイリー・クルド党 (al-Hizb al-Kurdī al-Faylī al-'Irāqī) としてクルディスターン同盟を支援した。
- III スィースターニーの後援を受けたシーア派中心の政党リスト、イスラーム主義。詳細は本文を参照のこと。
- IV A. チャラビーを中心とする政党。1992年6月にはウィーンで、同年10月にはサラフッディーンで反体制派を集めたイラク国民議会を開催するなど、1990年代のイラク反体制派の中心的役割を果たした。良く知られているように、彼自身は米国との繋がりが強い。世俗主義政党。
- V イラク共産党 (ICP) を中心に形成された政党リスト。
- VI アッシリア、カルデアなどのキリスト教徒を中心とした政党リスト。
- VII クルド地域の最有力政党リスト。中央政府では J. ターラバーニーが大統領を務め、一方のクルディスターン地方議会では KDP の M. パールザーニーがクルド地域政府大統領に就任。
- VIII I. アッラーウィーのイラク国民合意運動を核としたシーア派中心の世俗主義を掲げる政党リスト。
-

スィースターニーのこの選挙に対する姿勢は明確である。初めての民主的な選挙の実施を前にして、有権者がどのような行動を取るべきかという信者の質問に対して、有権者の登録に積極的に参加するように明言している。彼は言う。

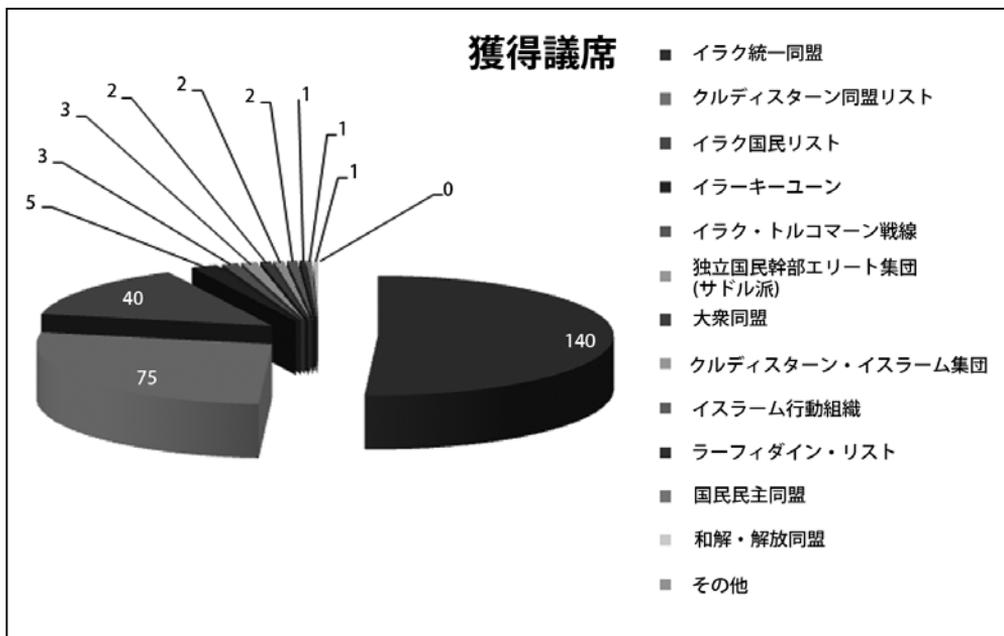
「投票の権利を有する市民は男性も女性も、正確に有権者登録に名前を登録する権利を行使しなければならない。名前を登録しなかった者、あるいは誤って登録した者は、地域の選挙委員会に相談し、修正のために必要となるものを提示しなければならない。見識ある代理人たち〔選挙管理委員会のこと〕は、各地域における大衆委員会を形成し、この重要な任務が実行できるように市民を支援しなければならない。以上は、あらゆる市民が選挙に参加することを実現するためのものである。我々は、この選挙が定日に実施され、神が望むならば全てのイラク人が参加する、自由で純粋なものになることを、心より祈っている」(ファトワー 78; 2004年10月11日)。

スィースターニーにとって、本憲法定議会議会選挙は、終戦直後から主張し続けてきたイラク人による選挙であった。それゆえに、積極的に有権者の登録と投票を呼びかけた。この選挙をボイコットし、同様に投票率も低かったスンナ派に対し、シーア派住民の投票率が極めて高かったひとつの

要因は、このファトワーであると考えることができよう。

本選挙では、スイスターニーが支援するイラク統一同盟が140議席を獲得して圧勝した。同盟を構成する主要政党は、SCIRI (18議席)、ダアワ党 (15議席)、ファディーラ党 (9議席)²⁹⁾、サドル派 (21議席)、ダアワ党イラク組織 (9議席) などの議席配分を受けた。対照的に、米国との強い繋がりを持つアッラーウィー元首相の世俗的なイラク国民リストは議席を伸ばすことができなかった。戦後イラクにおいて秩序、福利厚生などのサービス提供の中心となったシーア派宗教学界と国内勢力が、選挙における政治的動員力を誇示する形となったのである。ファディーラ党、サドル派などは国内基盤を有しているため、小政党ながらも議席を獲得することが可能となった。とりわけ後者の一部は、イラク統一同盟以外でも国民幹部エリート集団 (al-Kawādir wa al-Nukhab al-Waṭaniya) を形成し、総計で24議席を獲得した。これらは、イラク国内に支持基盤を有しているがゆえに、12月の選挙では統一同盟への参加が希求された。その一方で、スンナ派はわずか13議席しか獲得できなかった。

【グラフ1：1月30日制憲議会選挙の結果】



[出所] イラク独立選挙委員会ホームページ (http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php) より、筆者作成

イラク戦争後初めての民主的な選挙には、第1にイスラーム政党の躍進、第2にアンバランスな民意表出、第3に高度に組織化された亡命政党と国内支持基盤を架橋する宗教界、という3つの特徴が見られた。順に見ていこう。

第1に、この選挙結果を元に行なわれた組閣において、シーア派のイスラーム政党の躍進が際立ったことである。大統領府を含む全閣僚39ポストのうち、選挙をボイコットしたスンナ派から8閣僚奪う形で、シーア派が17閣僚、クルドが7閣僚という結果になった [Stansfield 2007: 184]。重

29) サーディク・サドルの弟子のムハンマド・ヤアクービー (Muhammad Ya'qūbī) が中心となって、2003年7月ごろに形成された。サーディク・サドルの支持者の中でも、ムクタダー・サドル率いるサドル派とは、政治的見解の相違により分派、関係は良好ではない。筆者によるシャイフ・ハムザへのインタビューによる (2007年8月6~7日実施)。

要なことは、イラク統一同盟が 14 ポスト、うちサドル派が 3 ポストを獲得し、内務省を中心とする治安機構を SCIRI が占めるなど大きなプレゼンスを獲得したことであろう [酒井 2006: 88]³⁰⁾。言い換えると、政権の中核に躍進したのはシーア派というだけではなく、イスラーム主義³¹⁾の性格を持った政党であった。

第 2 に、本選挙は、イラク全国の民意をバランスよく反映したものとはならなかったことである。具体的には、(1) スンナ派を中心とする中西部の投票率の低さ³²⁾、(2) スンナ派政党のボイコット³³⁾ などにより、大部分のスンナ派が自らの見解を述べることを拒否した。酒井によると、選挙準備段階の問題点として (1) 有権者把握と登録の不備、(2) 比例代表制という制度的不慣れ、(3) 選挙に至る政治・軍事的展開の宗派的不均衡が挙げられ、選挙動員過程では大政党・与党に有利な制度と環境という問題点があった [酒井 2005f: 34-38]。とりわけ選挙動員過程では、組織化された政党を有さないスンナ派に不利になった。

第 3 に、スィースターニーを中心とするシーア派宗教界が、極めて高度に組織化された亡命政党と、国内の支持基盤を架橋する役割を果たしたことである。シーア派政党とクルド政党は、主として国外での長年の反体制運動の経験を生かし、高度に組織化された絶大な動員力を発揮した。さらに、それらの政党は、投票所の管理を含めた治安維持を担う民兵組織を有し、投票者の安全を確保した [酒井 2005f: 38]³⁴⁾。しかし、どれほど政党の組織力が高くとも、長年の国外での反体制活動によって、国内支持基盤から切り離されていることが、選挙の動員活動において不利に働くことは既に指摘したとおりである。

そこで不可欠な役割を果たしたのが、他にもない、スィースターニーであった³⁵⁾。彼の後援を取り付けたことにより、地域に根ざした支持基盤を持たず、地方と国家を仲介する役割を果たすことができないシーア派主要政党は、極めて効果的に集票を行なうことが可能となった。選挙活動の中で、スィースターニーの写真を多用したことも、有効に働いた [酒井 2005f: 38]。すなわち、スィースターニーは、亡命政党のよく組織化された選挙活動と、潜在的な支持基盤となるイラク国民を架橋する役割を果たすことで、政治の中心に半ば直接的に介入した、とすることができるのである。

3. 憲法起草と国民投票

選挙結果に基づいて開催された国民議会の任務は、イラクの新たな恒久憲法の起草であった。イラク基本法の条項に従えば、国民議会は 2005 年 8 月 15 日までに恒久憲法の起草を終え、10 月

30) SCIRI の幹部バヤーン・ジャブル (Bayān Jabr; トルコマン名 Bāqir Solāgh) が内相に就任し、治安全般で大きな権限を行使した。また、シーア派聖地のひとつカルバラーを重視する SCIRI は、3 月 14 日、自らの影響下にあるハズアーリー ('Aqīl Muḥammad al-Khaz'ālī) をカルバラー県の知事に就任させることで、カルバラーを中心とする地方にも権限を拡大した [Herring and Rangwala 2006: 118]。

31) 本稿では、イスラーム主義を、政治・社会の中でイスラームの役割を拡大していくべきであるとする思想および行動と緩やかに定義し、イスラーム政党はこのような性格を持つ政党を指すものとする。

32) 全国の平均投票率が 53% であったのに対し、住民のほぼ 100% がスンナ派であるアンバール県の投票率は、わずか 2% であった [Herring and Rangwala 2006: 36]。

33) ただし、スンナ派が全て選挙をボイコットしたわけではないことに留意が必要であろう。2004 年の 12 月 20 日に発表された最終的な政党リストと候補者の名簿にはスンナ派イスラーム政党であるイラク・イスラーム党の名前もあり、ヤーウィル大統領やアドナーン・パチャーチャーなども立候補した [IECI 2004]。ただし、酒井が指摘しているように、組織力が高いシーア派イスラーム政党に比較して、組織化が進んでいないスンナ派政党は、スンナ派地域全体で満遍なく得票が可能であったわけではない [酒井 2005f: 35]。

34) SCIRI はバドル軍団、サドル派はマフディー軍、クルド諸政党とりわけ KDP はペシュメルガなどの民兵組織を有しており、これらの民兵が選挙の実施において補助的な役割を果たした。

35) ナカシュは、スィースターニーは選挙動員のみならず、戦後政治プロセス全体を通して、ダアワ党や SCIRI などの亡命組イスラーム政党と、イラク国内のサドル派やファディーラ党などのシーア派イスラーム運動の橋渡しを試みている、と論じている [Nakash 2006: 153-154]。

15日までに国民投票にかけることになっていた [TAL 2004: Atc.61]。国民議会開催と憲法起草委員会の発足を前に、スィースターニーの見解をめぐって様々な情報が錯綜する中で、公式スポークスマンであるハフファーフは以下のように述べている。

「スィースターニー師のイラク憲法に関する姿勢は変わっておらず、〔最近はそれに関する〕新たなファトワーも発出してない。この2日間で様々なメディアが伝えた法学権威に関する情報³⁶⁾は、まったく正しくない。法学権威は、恒久憲法に関する以前からの姿勢を強調しておられる。すなわち、同憲法は、イラク国民のイスラーム的・文化的アイデンティティーを尊重し、その詳細は、選出されたイラク国民の代表が国民議会において形成されるべきだ、ということである。

我々は、何度も繰り返し強調してきたように、スィースターニー師の政治活動に関する見解は、彼の印とサインがあるナジャフの事務所が発出したものに限定される、ということを強調しておきたい。

メディアが事実を正確に伝えなかったことは遺憾である。また、〔この誤報道の〕一側面が、憲法問題にかんする明白で正しい宗教権威の姿勢を損なうことに利用されたことを遺憾に思う (H. ハフファーフ 83; 2005年2月8日)。

以上のようなハフファーフの発言は、恒久憲法にはイラク国民の民意とイスラーム的な価値観を十分に組み込むべきであるとのスィースターニーの見解を確認するということ以上に、スィースターニー自身の政治的影響力の大きさを証明するものである³⁷⁾。ハフファーフが、スィースターニーのファトワーは彼の事務所から発行され、彼自身の押印とサインがあるものに限ると明言しているのは、彼の名前を利用して自らの正当性の確保を行なうという例が散見されたからに他ならない。言い換えると、シーア派の政党にとってはスィースターニーの後援こそが政治的正当性を有する証明である、と言っても過言ではないほど彼の政治的影響力が拡大していたのである³⁸⁾。

36) 「イラクにおける国家と宗教の分離を認める」という法学権威イスハーク・ファイヤードの発言を示しているものと考えられる。ここから明らかなように、政治不介入姿勢が強調されるにもかかわらず、スィースターニーは政治と宗教を分離するべきだとは考えていない。ファイヤードの発言に関しては、(Juan Cole, Informed Comment, February 8, 2006 [http://www.juancole.com/]) に拠った。

37) 筆者の聞き取り調査によると、スィースターニーの事務所は、このような「法学権威の乱用」に対して、極めて大きな懸念を示している (ハーラト・フライク; ベイルート, レバノン: 2007年2月17日実施)。

38) イラク政府を含む様々な政治勢力がスィースターニーの名前を利用するという事例は散見され、2006年9月6日にはそのような行為を否定する以下のようなファトワーを発出している。

「我々は、最近、精神が軟弱で目的主義的な一部の人間が、複数の省庁と政府機関が、軍や治安機関などの何千という責任者の任命に際して、スィースターニー (彼の権威が未永くありますよう) の名前での任命要請を行なっているという報告を受けた。同様に、イラクの複数の県におけるスィースターニーの有名な代理人の名前も用いられている。

その例を挙げるならば、2006年1月26日付けの国防省文書 1031号において、2006年7月10日付けの国防省の秘密文書 805号において、スィースターニーの名前が用いられている。

我々はここで、スィースターニー (彼の権威が未永くありますよう) の名前を出されたいかなる要請も、正しいわけではないことを強調しておく。代理人の名前もしかりである。以上のようなことに関わるものは全て、偽りであり、偽造である。宗教権威やその代理人は、イラク国家の統治機構の中のいかなるレベルであれ、個人を任命することはない。我々は、以下のような措置を取ることを要請する。

1. このようなスィースターニー (彼の権威が未永くありますよう) の名前を用いた虚偽の要請に基づいてなされた任命を無効にすること。同様に、この要請を行なった者あるいはそれに何らかの形で関わった全ての者の起訴、制裁、を行なうことである。
2. このような措置を取った政府の責任者たちが、それが正しいことであると確信していたのか、あるいは制裁を無視していたのかに関して、明らかにすること。
3. すべての政府組織と大臣は、スィースターニーとその合法的な代理人は、政府の任命には介入しないということを明確に公表すること。そして、それが書かれたものであれ、口頭のものであれ、このような問題にかかわる要請も、それは正しくなく、採用しないこと。否、それに対して法的な行動を取る、法学権威の事務所もそのことを公表すること。

これらが、明確にしておかねばならないことである。神はあなた方を守りたまう、あなた方の歩みを満たした

2005年4月28日、憲法起草委員会が発足した。5月10日に決定した総メンバーは55人で、イラク統一同盟から28人、クルディスタン同盟から15人、イラク国民リストから8人、その他4人によって構成された〔酒井 2005g: 37〕。シーア派のダアワ党や SCIRI に所属するイスラーム主義者が16人含まれる一方で、スンナ派が2人しかいないという問題を孕んでいた〔Herring and Rangwala 2006: 39〕。これに対してスィースターニーは、憲法起草プロセスにスンナ派を取り込むように指示し、その結果6月にイラク・イスラーム党、アドナーン・ドゥライミー派、国民対話イラク戦線などからスンナ派を15名任命して、総勢70名で構成される起草委員会が本格的な審議に入った〔Allawi 2007: 404-406〕。このようなスンナ派の取り込み政策は、しかしながら、動員・地域住民の利害代弁などといった本質的な問題に対する取り組みではなく、スンナ派の反米・反政府武装闘争の懐柔とスンナ派住民への説明機能を目指したものであった〔酒井 2006: 97〕³⁹⁾。

恒久憲法審議のなかでは、(1) イスラームの役割、(2) 連邦制の扱い、の2点が主要な争点となった。また、憲法制定には3分の2以上の賛成が必要となるため、クルド、スンナ双方の調整が不可欠になるという状況が生まれたのである〔Stansfield 2007: 184-185〕。その結果8月15日の草案の完成は大幅に遅れ、10月初旬まで審議が継続された。1つ目の問題にかんしては、当初は相当程度シーア派的な憲法案になっていたものが、最終的にはそれらの条項がすべて削除されたものと考えられる。7月27日に『サバフ』紙に掲載された憲法のドラフトを見ると、「イスラームを唯一の法源とする」(2条)、「宗教指導者は独立を保ち、国民的・宗教的至高の象徴として導きの役割を果たす」(15条)、「政府はシーア派聖地を保護しなければならない」(16条)など、シーア派宗教界の特別な位置づけを明記した条項が散見されるが〔al-Şabāh 27 Jul, 2005〕、最終的な憲法では、「イスラームを法源のひとつとする」「全ての法律はイスラームに反してはならない」〔DJI 2005: Atc.2.1〕などの表記に留められた。

2つ目の問題に関しては、より深刻な議論に発展した。湾岸戦争以降、事実上の自治政府を形成していたクルド地域の形成については、主要な問題とはならなかったが、南部を支持基盤とするシーア派イスラーム政党が連邦制を主張することで、決定的に重要な問題と化した⁴⁰⁾。イラクにおいて、油田が集中する地域は、キルクークを中心とする北部とバスラなどの南部である。すなわち、連邦制は石油という国家の巨大なパイの分配の問題に他ならない。油田がほとんど存在しない中西部に集住するスンナ派からは、連邦制に対する強い否定が表明された⁴¹⁾。

スィースターニーは、連邦制の問題に関しては、一貫して否定的な態度を取ってきた⁴²⁾。それにも関わらず、SCIRI を中心に連邦制を強く主張したことは特筆に値する。憲法起草でコンセンサス形成に困難を極める中、「スィースターニーの事務所は連邦制を否定する宣言を發出したか」と

もう」(ファトワー 107; 2006年9月6日)。

39) 1月の30日制憲議会選挙でスンナ派が13議席しか獲得しなかったため、関係を議員以外のドゥライミー(イラク国民の一般議会)、ジュブリー部族から登用(国防省・副首相・国務省)した〔酒井 2005g: 37-39〕。ただし、アドナーン・ドゥライミー(Adnān Dulaymī)は、7月末、スンナ派権利の過激な要求のために、更迭されている(Juan Cole, Informed Comment, July 31, 2005)。

40) SCIRI 議長アブドゥルアズィーズ・ハキームとバドル軍団幹部は、8月11日に南部9県全体をまとめたシーア派地域自治政府の設置を主張し、連邦制導入の必要性を強調した〔MN 12 Aug, 2005〕。

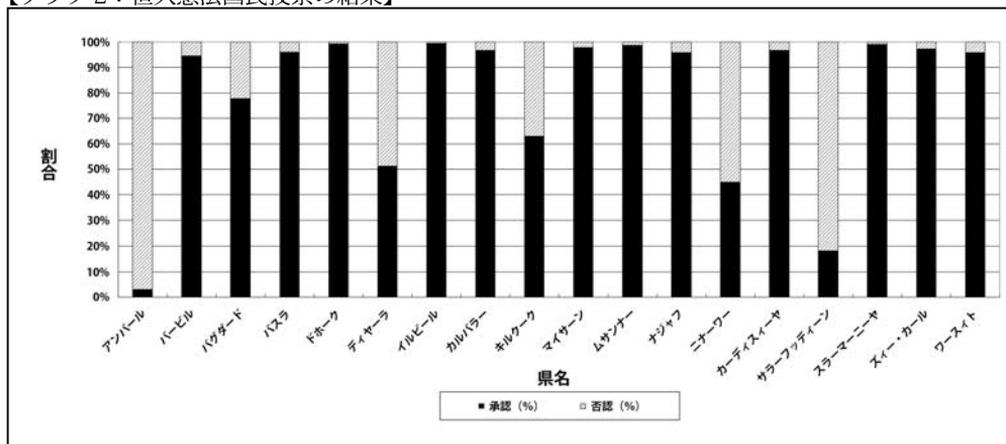
41) スンナ派のムスリム・ウラマー機構は、国民投票においてこの憲法案を支持しないことを明確に表明した〔MN 13 Oct, 2005〕。一方、国民投票のわずか4日前の10月11日に、スンナ派のイラク・イスラーム政党の支持を取り付けることに成功し〔Herring and Rangwala 2006: 41〕、条件付で憲法を承認することを明らかにしている〔MN 12 Oct, 2005〕。

42) イラク基本法に連邦制が明記されて以降、ファトワー(58・64)をはじめとして、繰り返し連邦制導入の危険性を指摘している。コールによると、スィースターニーは連邦制には反対しており、ダアワ党党首I. ジャアファリーも南部各9県と中央政府は個別に関係を構築すべきであると考えている(Juan Cole, Informed Comment, August 11, 2005)。

いう信者の問いに対しては、「その問題に関する詳細は、何も宣言していない」(ファトワー 92; 2005年8月30日)と返答し、この段階で彼の姿勢を明確に示していない。おそらく、これ以上の混乱を回避する目的であったと考えられる。最終的に、連邦制の導入における地方・中央間の財政資金の分配比率は憲法には明記されず、連邦政府と地域政府の公平な資源・利益の分配を定めた条項 [DJI 2005: Atc.112]、キルクークの帰属に関する基本法の条項 [TAL 2004: Atc.53A, 58] は無効としないという条項 [DJI 2005: Atc.140, 143] を加えて国民投票が行なわれ、最終的な帰属は2007年12月31日までに住民投票で決定することになった。このように、スィースターニーの後援を受ける政党であっても、必ずしも全ての政策が一致しているわけではないのである。

以上のような経緯で、予定通り10月15日に新憲法の国民投票が実施された。グラフ2にまとめた結果を見ると、次の2つのことが言える。すなわち、第1に、新憲法は大多数に承認されたこと、第2に、一部のイラク人すなわち大多数のスナ派およびトルコマンには否定されたこと⁴³⁾、である。とりわけ第2点目は以後の宗派对立の顕在化という問題を考える際に重要となる。国民投票の結果は、多数の否認あるいは有権者登録数の3分の1以上が否認する県が2つ以上存在する場合、無効であるという法律 [IECI 2005: Reg.12, 2-1] に抵触せず⁴⁴⁾、全国平均78.6%の信任を得て恒久憲法が成立することになった。

【グラフ2：恒久憲法国民投票の結果】



〔注〕 以上の選挙区で、クルドが多いのはドホーク、イルビール、スラマーニーヤ、スナ派が多いのはアンバール、ディヤラー、ニナーワー、サラフッディーンである。

〔出所〕 イラク独立選挙委員会ホームページ (http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php) より、筆者作成

4. 2005年12月15日国民議会選挙

形式的にはイラク国民に承認された形になった恒久憲法に基づいて、12月15日には正式なイラク国民議会選挙が実施されることになった。選挙を前にして、スィースターニーは、積極的な投

43) ただし、トルコマン・イスラーム連合が国民投票で了承を呼びかけているように [MN 15 Oct, 2005]、トルコマンの中でもイスラーム主義系政党は、承認していることに留意が必要である。

44) この法律は、シーア派による独断的な憲法案の承認を阻止することを担保するために、クルドによって2004年3月の最終段階で挿入されたものであり (クルド人が多数を占める県は3つ存在する)、シーア派政党やスィースターニーからは大きな批判が挙がった (Juan Cole, Informed Comment, October 4, 2005)。一般に「クルドの拒否権」として知られている [Allawi 2007: 222; Stansfield 2007: 174]。しかし、憲法案の国民投票の段階になって、スナ派の3県 (アンバール、サラフッディーン、ニナーワー) の投票率が極めて悪かった場合、この条項に抵触して憲法案が拒否されることを懸念したシーア派は、最終段階で有権者登録数ではなく、「実際の投票数の3分の2以上が拒否する県が3つ以上」に変更することに成功した (Juan Cole, Informed Comment, October 5, 2005)。

票を呼びかけるファトワーを発出した。

「この選挙はまことに、前回の選挙と同様に重要である。ゆえに、イラク国民は、男性も女性も一同、広くこの選挙に参加する義務を負っている。そうすれば、断固たる決意を持つ者、きたる国民議会における至高なる公益を希求する者たちの広く力強い参加が保障される。以上のような目的のために、投票の混乱や票の喪失を回避するべきである」(ファトワー 96; 2005年12月9日)。

12月15日の選挙は、9月12日に発布された選挙法(Mashrū'a Qānūn al-Intikhābāt)とイラク独立選挙委員会の法令によって事前に詳細な規則が作られ、それに基づいてかなりの程度複雑な選挙制度が導入された。まず、前回の選挙との最大の相違は、イラクの各県を1つの選挙区にし、計18選挙区でそれぞれ定員を決定したことである(各県の議席割り当て数については、表2を参照のこと)⁴⁵⁾。総議席数275のうち、230議席を比例代表制で選出し、残りの45席を「補償議席」(al-maqā'id al-ta'wīḍiyya, compensatory seats)として、議席を確保できなかった政党に優先的に分配する制度を整えたのである [IECI 2005: Reg.13.3,1; EL 2005: Atc.15]⁴⁶⁾。

【表2：12月15日国民議会選挙の県別議席数】

県名(選挙区)	登録者数(2005/1/30)	議席総数
アンバール	574,138	9
バービル	694,192	11
バグダード	3,664,922	59
バスラ	1,035,055	16
ディヤラー	624,099	10
ドホーク	429,182	7
イルビール	795,291	13
カルバラ	409,081	6
マイサーン	417,273	7
ムサンナー	295,326	5
ナジャフ	493,808	8
ニネワー	1,197,940	19
カーディスィーヤ	489,827	8
サラフッディーン	498,017	8
スライマーニーヤ	914,441	15
キルクーク	576,048	9
ズィー・カール	778,574	12
ワースイト	494,955	8
合計	14,379,169	230

[注] イラク国民議会の総議席数は275であるが、各県=選挙区の議席割り当ての総数は230。残りの45議席は、選挙によって議席を獲得できなかった小政党に優先的に割り当てられる(イラク独立選挙委員会ホームページより; http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php)。

[出所] [IECI 2005: Stm.23] より筆者作成

この他に、本選挙の制度的な特徴は、第1に女性のプレゼンスを意識した規定を盛り込んだこと、

45) 割り当て議席数は、1月30日選挙の有権者登録数(総計14,379,169)に基づいて計算された。この有権者登録の元になったのは配給券であることは既に指摘した。

46) 比例代表制による議席の分配では、まず1月30日の全国有権者登録総数を選挙区の割合と議席総数で割った数字を全国最低得票数とし(14,379,169 ÷ 230 = 62,518)、各政党同盟リスト・政党の得票数をこの全国最低得票数で割った数字が、割り当て議席数とされた。補償議席は議席を獲得できなかった政党リストに分配されるが、それは上記の全国最低得票数を上回っている必要がある。この条件に適合せず残った議席は、議席を既に獲得した政党リストに、得票数に応じて分配される [IECI 2005: Reg.13.6; EL 2005: Atc.16-17]。

第2に政党リストの登録を複雑化したこと、などが挙げられるであろう。

第1の女性のプレゼンスにかんしては、10月15日に信任された憲法にも、国民議会の25%以上が女性議員であることと明記され [DJI 2005: Atc.49.4]、選挙法においても各政党同盟が提出するリストの上位3人のうち少なくとも1人は女性が含まれていなければならない [EL 2005: Atc.11] など、かなり意識的に強調されている。

第2の事前の登録にかんしては、政党同盟リストとしても個人としても立候補できるものの [EL 2005: Atc.9]、承認審査のために500名以上の支持者署名の提出や [IECI 2005: Reg.6.3-4]、選挙違反を取り締まるためのデポジット金の納付などを義務付けた⁴⁷⁾。その結果、最終的に発表された政党同盟のリストは、1月30日の選挙の際に提出されたものに比較して加盟政党の重複などがなく、まとまったものになった。

【表3：12月15日国民議会選挙の政党リスト】

番号	政党リスト名	加盟政党
1★ (618)	イラク合意戦線 (Jabha al-Tawāfuq al-'Irāqīya) ^I	イラク・イスラーム党 (al-Hizb al-Islāmī al-'Irāqī)
		イラク国民の一般議会 (al-Mu'tamar al-'Āmm li-Ahl al-'Irāq) ^{II}
		イラク国民対話評議会 (Majlis al-Hiwār al-Waṭanī al-'Irāqī) ^{III}
2 (615)	アラブ・リスト (al-Qā'ima al-'Arabīya) ^{IV}	アラブ統一戦線 (al-Jabha al-'Arabīya al-Muwaḥḥada)
		国民団結運動 (Haraka al-Taḍāmun al-Waṭanī)
3★ (730)	クルディスタン同盟 (al-Taḥāluf al-Kurdistān) ^V	クルディスタン愛国同盟 (Yekêtî-y Niştimanperwer-î Kurdistan; PUK)
		クルディスタン労働者党 (Hezbi Zehmetkêshānî Kurdistan)
		クルディスタン・イスラーム集団 (al-Jamā'a al-Islāmīya al-Kurdistānīya)
		カルデア民主同盟党 (Hizb al-Ittiḥād al-Dīmuqrātī al-Kaldānī)
		クルディスタン共産党 (al-Hizb al-Shuyū'ī al-Kurdistānī al-'Irāq)
		クルディスタン民主社会主義党 (Hizb Sūsiyālîst Dīmūkrātī Kurdistan)
		クルディスタン民主党 (Part-î Dēmokratî-y Kurdistan-î 'Irāq; KDP)
		トルコマーン同胞党 (Hizb al-Akhā' al-Turkmānī al-'Irāq)
4 (533)	独立カルバラー同盟 (al-I'tilāf al-Karbalā'ī al-Mustaḥqill)	カルバラー忠誠リスト (Qā'ima al-Wafā' li-Karbalā')
		カルバラー部族国民集団 (al-Tajammu' al-Waṭanī li-Qabā'il wa 'Ashā'ir al-'Irāq Karbalā' al-Muqaddasa al-Maqarr al-'Āmm)
5 (737)	平和同胞リスト (Qā'ima al-Salām wa al-Akhā')	独立同胞集団 (Tajammu' al-Akhā' al-Mustaḥqill)
		シャイフ・カムーナ派 (al-Shaykh 'Alī 'Abd al-Ḥusayn Kamūna)

47) ただし、1月の選挙で議席を獲得した政党リストは、500名の署名の提出が免除される [IECI 2005: Reg.6.3-7]。また、デポジットに関しては、個人登録する場合、デポジットとして250万イラク・ディーナール、政党登録には750万イラク・ディーナールを納めることと規定され [IECI 2005: Reg.6.3-2]、選挙違反があった場合はそこから差し引かれるが、違反がなく、かつ全国最低得票数の50%を得票できた場合、全額が返還される [IECI 2005: Reg.6.3-4]。

番号	政党リスト名	加盟政党
6 ★ (555)	イラク統一同盟 (al-I'tilāf al-'Irāqī al-Muwahhad)	イスラーム・ダアワ党 (Hizb al-Da'wa al-Islāmīya)
		イスラーム・ファディール党 (Hizb al-Faḍīla al-Islāmī)
		中道集団党 (Hizb Tajammu' al-Wasaṭ)
		バドル組織 (Munazzama Badr)
		イラク・イスラーム革命最高評議会 (al-Majlis al-A'lā li-l-Thawra al-Islāmīya fī al-'Irāq; SCIRI)
		イラク・トルコマーン・イスラーム同盟 (al-Ittihād al-Islāmī li-Turkumān al-'Irāq)
		公正平等集団 (Tajammu' al-'Adl wa al-Musāwa)
		イラク民主主義運動 (Haraka al-Dīmuqrāṭīyīn al-'Irāqīyīn)
		イラク・ヒズブッラー (Haraka Hizb Allāh fī al-'Irāq)
		トルコマーン忠誠運動 (Haraka al-Wafā' al-Turkumāniya)
		イスラーム殉教者運動 (Haraka Sayyid al-Shuhadā' al-Islāmīya)
		民主主義ネットワーク集団 (Tajammu' al-Shabak al-Dīmuqrāṭī)
		マルハーン・マクーティル派 (Malhān Āl Makūtīr)
		イスラーム・ダアワ党イラク機構 (Hizb al-Da'wa al-Islāmīya/ Tanzīm al-'Irāq)
		改革・建設十字路組織 (Multaqā al-Iṣlāḥ wa al-Binā')
		サドル派 (al-Kutla al-Ṣadriya)
		公正協会 (Jamā'a al-'Adāla)
自由イラク (Ahrār al-'Irāq)		
7 ★ (731)	イラク国民リスト (al-Qā'ima al-'Irāqīya al-Waṭaniya) ^{vi}	イラク共産党 (Hizb al-Shuyū'ī al-'Irāqī)
		統一党 (Hizb al-Wahda)
		民主カースィム主義集団 (al-Tajammu' al-Qāsimī al-Dīmuqrāṭī)
		イラク共和主義集団 (al-Tajammu' al-Jumhūrī al-'Irāqī)
		イラク国民合意運動 (Haraka al-Wafāq al-Waṭanī al-'Irāq, INA)
		トルコマーン部族・名望家連合 (Rābiṭa 'Ashā'ir wa A'yān Turkumān al-'Irāq)
		ユーフラテス川中部集団 (Tajammu' al-Furāt al-Awsaṭ)
		イラーキーユーン ('Irāqīyūn)
		イラク忠誠集団 (Tajammu' al-Wafā' li-l-'Irāq)
		独立イラク組織 (al-Hay'a al-'Irāqīya al-Mustaqilla)
		独立イラク部族長評議会 (Majlis Shuyūkh al-'Irāq al-Mustaqill)
		国民リスト (al-Qā'ima al-Waṭaniya)
		アフラール (Ahrār)
8 (569)	イラク国民議会リスト (Qā'ima al-Mu'tamar al-Waṭanī al-'Irāqī)	イラク民主集団 (Tajammu' al-'Irāq al-Dīmuqrāṭī)
		第1国民民主党 (al-Hizb al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī al-Awwal)
		イラク国民議会 (al-Mu'tamar al-Waṭanī al-'Irāqī, INC) ^{vii}
		民主共同行動戦線 (Jabha al-'Amal al-Mushtarak al-Dīmuqrāṭī)
		トルコマーン決定党 (Hizb al-Qarār al-Turkmānī)

番号	政党リスト名	加盟政党
8 (569)	イラク国民議会リスト (Qā'ima al-Mu'tamar al-Waṭanī al-'Irāqī)	イラク立憲党 (al-Hizb al-Dustūrī al-'Irāqī)
		ブダイリー派 (Tāriq 'Abd al-Karīm Āl Shahd al-Budayrī)
		イラク南部地域治安ブロック (Kutla al-Amāna al-'Āmma li-Iqlīm Junūb al-'Irāq)
		独立リスト (al-Qā'ima al-Mustaqill)
		イラク立憲運動 (al-Haraka al-Dustūrīya al-'Irāqīya)
9 (549)	イスラーム同盟 (al-I'tilāf al-Islāmī)	イスラーム行動組織 (Munazzama al-'Amal al-Islāmīya)
		イラク・イスラーム・ファイル集団 (al-Tajammu' al-Faylī al-Islāmī fī al-'Irāq)
		イラク・ウラマー連帯 (Rābiṭa 'Ulamā' al-Dīn fī al-'Irāq)
		学生イスラーム連帯 (al-Rābiṭa al-Islāmīya li-Ṭalaba al-'Irāq)
		フサイニーヤ組織連合 (Ittiḥād al-Hay'āt al-Ḥusaynīya)
		福祉自由運動 (Haraka al-Rafāh wa al-Hurrīya)
10 (517)	公正・未来同盟 (I'tilāf al-'Adāla wa al-Mustaqbal)	民主公正発展党 (Hizb al-'Adāla wa al-Taḥaddum al-Dīmuqrāṭī)
		サアドゥーン派 (al-Duktūr Khālīd Ḥumūd 'Abd Allāh al-Sa'dūn)
11 (752)	2大河祖国リスト (Qā'ima al-Nahrayn Waṭanī)	アッシリア国民党 (al-Hizb al-Waṭanī al-'Āshūrī)
		大河の間国民同盟 (Ittiḥād bayna Nahrayn al-Waṭanī)
		独立シリア教会集団運動 (Ḥaraka Tajammu' al-Suriyān al-Mustaqill)
		カルデア民族評議会 (al-Majlis al-Qawmī al-Kaldānī)
		ダーウード・ハキーム派 (al-Duktūr Ḥikmat Dāwūd Ḥakīm)
		カルデア民主説法壇 (al-Minbar al-Dīmuqrāṭī al-Kaldānī)
12 (512)	バスラ忠誠集団 (Tajammu' al-Wafā' li-l-Baṣra)	ナジャフ忠誠団 (al-Wafā' li-l-Najaf)
		ラマダーン・バドラーン派 (Ramaḍān al-Badrān/ Ibn al-Baṣra)
13 ★ (667)	国民対話イラク戦線 (al-Jabha al-'Irāqīya li-l-Ḥiwār al-Waṭanī) ^x	イラク・キリスト教民主党 (al-Hizb al-Dīmuqrāṭī al-Masīhī al-'Irāqī)
		アラブ民主戦線 (al-Jabha al-Dīmuqrāṭīya al-'Arabīya)
		自由イラク統一国民戦線 (al-Jabha al-Waṭanīya li-Waḥda al-'Irāq al-Hurr)
		統一イラク国民運動 (Ḥaraka Abnā' al-'Irāq al-Muwaḥḥad)
		イラク国民戦線 (al-Jabha al-Waṭanīya al-'Irāqīya)
14 (647)	ユーフラテス川の民・人権 (Frāṭiyūn, Ḥuqūq al-Insān)	バービルの民集団 (Tajammu' Ahālī Bābil)
		人権と市民社会 (Ḥuqūq al-Insān wa al-Mujtama' al-Madanī)
15 ★ (620)	ミサール・アルूसィー・リスト (Qā'ima Mithāl al-Alūsī li-l-Umma al-'Irāqīya) ^x	イラク連邦集団 (al-Tajammu' al-Fidirālī al-'Irāqī)
		イラク・ウンマ党 (Hizb al-Umma al-'Irāqīya)
16 (814)	ワタニーユーン集団 (Tajammu' Waṭanīyūn)	イラク国民運動 (al-Haraka al-Waṭanīya al-'Irāqīya)
		イラク統一評議会 (Majlis al-'Irāq al-Muwaḥḥad)

番号	政党リスト名	加盟政党
17 (652)	イラクの太陽リスト (Shams al-‘Irāq)	イスラーム前衛党 (Ḥizb al-Talī‘a al-Islāmī)
		国民民主同盟 (al-‘Itlāf al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī)
		自由共和主義者党 (Ḥizb al-Jumhūrīyīn al-Aḥrār)
18 (798)	国民解放戦線 (Jabha Khalā‘ al-Waṭanī)	民主改革公正党 (Ḥizb al-Iṣlāh wa al-‘Adāla al-Dīmuqrāṭī)
		ナセル社会主義前衛党 (al-Ḥizb al-Talī‘ī al-Ishtirākī al-Nāṣirī)
		スワマラ監督指導集団 (Tajammu‘ al-Sāda al-Ishrāf al-Suwāmara, Ghalmān al-Bāb)
19 (829)	国民統一リスト (Qā‘ima al-Waḥda al-Waṭanīya)	イラク国民党 (al-Ḥizb al-Waṭanī al-‘Irāqī)
		イラク民主統一評議会 (al-Majlis al-‘Irāqī al-Dīmuqrāṭī al-Muwaḥḥad)
		イラク国民同盟党 (Ḥizb al-Ittiḥād al-Waṭanī al-‘Irāqī)

[注] ①番号は便宜上のものである。なお、() 内の番号は、イラク独立選挙委員会の登録番号を示す

②★は議席を獲得した政党リストを示す

③本表は政党ブロックのみを対象としている

●単独政党での登録のうち、議席を獲得した政党

番号	政党リスト名	指導者 / 性格
20 (561)	クルディスタン・イスラーム連 合 (Ittiḥād al-Islāmī al-Kurdistānī; Yekītiya Islamiya Kurdistan)	ドホークを中心とする支持基盤、ムスリム同胞団 系、イスラーム主義。クルド地域を承認するイス ラーム国家形成が公約
21 (516)	和解・解放ブロック (Kutla al-Muṣālaḥa wa al-Tahrīr)	元バアス党員を中心とする世俗主義政党
22 (630)	トルコマン戦線 (al-Jabha al-Turkumāniya al-‘Irāqīya)	1995年形成、キルクーク、イルビールを中心と するトルコマンが支持基盤。1月30日制憲選 挙においては政党ブロックとして登録してい たが、本選挙で一本化
23 (631)	リサーリーユーン (al-Risālīyūn)	サドル派の一部、シーア派、イスラーム主義
25 (668)	ヤズィーデー運動 (al-Ḥaraka al-Ayzīdīya min ajl al-Iṣlāh wa al-Taḡaddum)	ヤズィード派の政党
26 (740)	ラーフィダイン・リスト (Qā‘ima al-Rāfidayn)	アッシリア、カルデアを中心とするキリスト教徒 の政党

[出所] イラク独立選挙委員会ホームページ (http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php)、各種報道な
どをもとに、筆者作成

I イラク・イスラーム党を核として形成されたスンナ派、イスラーム主義の政党リスト。

II スンナ派有力部族のウラマー、A. ドゥライミー (‘Adnān al-Dulaymī) を指導者とする。

III K. ウライヤーン (Khalīf Ulayyān) を指導者とする元イラク軍将校と部族のメンバーからなる政党。もともと S. M. トウラク (Ṣāliḥ al-Mutlaq) が同党のスポークスマンを務めていたが、ムトゥラクのみが脱退し、国民対話イラク戦線を形成した。

IV キルクーク地方議会で一定のプレゼンスを確保する政党リスト。2007年9月時点でマリーキー政権は、サドル派をはじめとする脱退した閣僚のポストをアラブ・リストのメンバーに分配する政策を取っている。

V クルド地域の最有力政党リスト。中央政府では PUK の J. ターラバーニーが大統領を務め、一方のクルディスタン地方議会では KDP の M. パールザーニーがクルド地域政府大統領に就任。

VI 宗派混合の世俗主義掲げる政党リスト。I. アッラーウィーのイラク国民合意運動 (シーア派中心)、G. ヤーウィルのイラーキーユーン (スンナ派中心) などを核とする。宗教政党に対抗し、都市部の世俗主義者を支持層にする。

VII A. チャラビーを指導者とする世俗派。

VIII イラク・イラン国境のザグロス山脈南部のファイル村に集住するシーア派のクルド人を中心とする政党。

IX S. M. トウラクのイラク国民戦線を核とするスンナ派の政党リスト。旧バアス党の将校が中心で、支持者はスンナ派に限定される傾向が強い。

X スンナ派世俗主義の M. アルスィー (Mithāl al-Alūsī) を中心とする政党リスト。アンバール県に中心的な支持基盤を有する。アルスィーは 1970 年代にドイツに亡命、戦後は脱バアス党政策の委員会に任命。

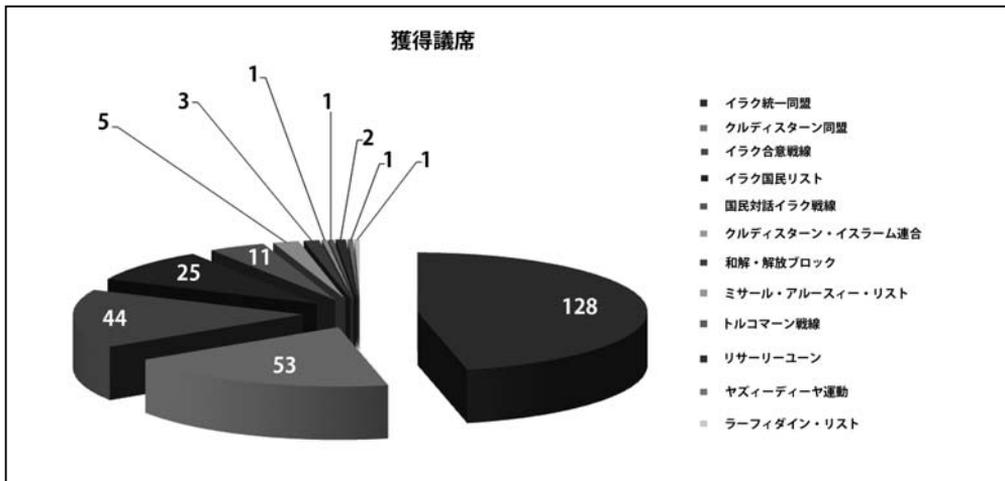
議席分配を含めた最終的な結果は、2006年2月10日に発表された。スィースターニーが支援するイラク統一同盟の獲得議席が128に留まり、単独過半数の138議席を獲得できなかった。第2党であるクルディスタン同盟リストも議席を減らした。反対に、今回の選挙にはスンナ派の政党が参加し、一定の議席を獲得した。選挙結果(グラフ3)と主要政党の議席数の推移(グラフ4)から分かるように、イラク合意戦線(イラク・イスラーム党を中心とするスンナ派イスラーム主義)や国民対話イラク戦線(旧バアス党を中心とするスンナ派)などのスンナ派政党が議席を伸ばし、イラク国民リスト(アッラーウィー元首相中心)などの世俗主義政党リストがさらに議席数を減らしている。クルディスタン・イスラーム連合の議席拡大にも見られるように、イスラーム主義がさらに伸張したのである[酒井 2005g: 40]。すなわち、この選挙でも安定的に支持を集めたのはイスラーム政党であった。

単独過半数を獲得する政党連合がなくなった結果、2つの問題が生じた。

第1に、組閣は困難を極め、国民議会の開催は3月16日、大統領と首相の任命は4月22日、全ての閣僚の決定は5月20日までずれこんだ。最終的に、イラク統一同盟が首相、副大統領、副首相、内相、国家治安担当國務相、財務相、高等教育相などのポストを、クルディスタン同盟が大統領、副首相、外相、計画相のポストを占めたのである。また、サドル派は30議席4閣僚(保健・運輸交通・観光・農業)を獲得した⁴⁸⁾。

第2に、シーア派イスラーム政党内部の対立が顕在化した[酒井 2005g: 42-44]。首相の任命に際して、I. ジャアファリーを推すダアワ党と、A. アブドゥルマフディー(‘Ādil ‘Abd al-Mahdī)を擁立したい SCIRI が競合し、候補者を絞れない状況が生まれた。そこでキャスティング・ヴォートを握ったのが、サドル派とファディーラ党であった。サドル派とダアワ党は比較的良好な関係にあり、ファディーラ党が SCIRI に接近したことで、両者の対立軸が表面化した⁴⁹⁾。結局、周囲からの反対と同同盟内での再調整により、ダアワ党のマリーキー(Nūrī al-Mālikī) 政権が成立することになった。

【グラフ3：12月15日国民議会選挙の結果】

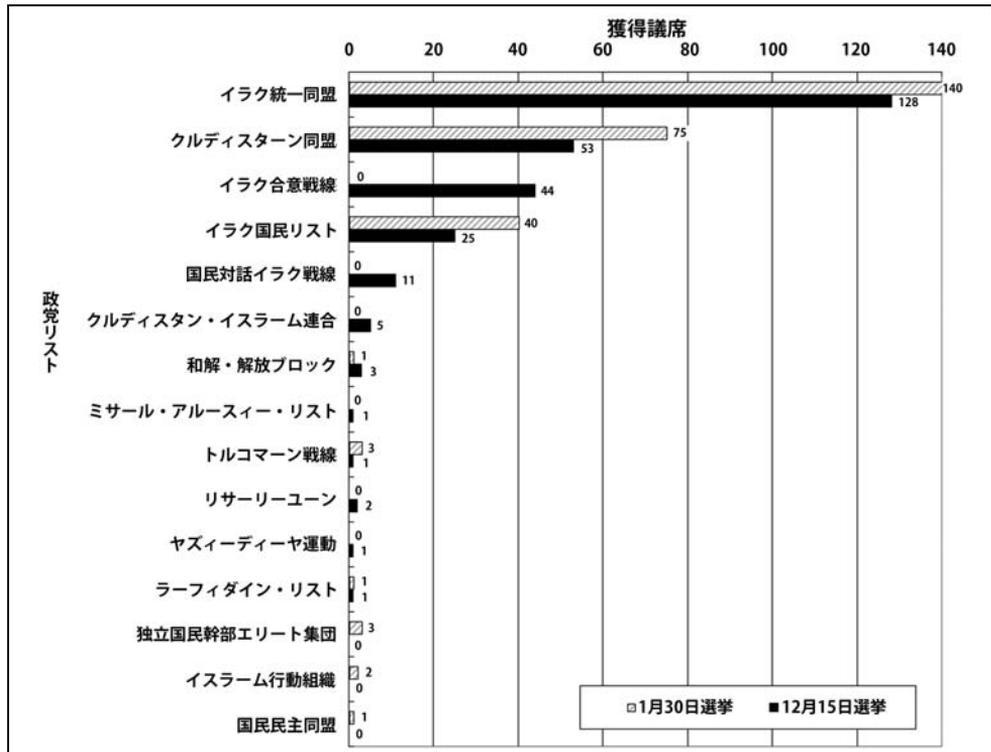


[出所] イラク独立選挙委員会ホームページ (http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php) より、筆者作成

48) しかし、2007年4月21日に全員辞職している [‘Adāla 22 Apr, 2007]。

49) ダアワ党の所有議席が30、サドル派が30議席、一方の SCIRI とバドル軍団が30議席、ファディーラ党が15議席、その他の政党の議席をあわせて最終的に64対63でジャアファリーをイラク統一同盟の首相候補にすることが一旦決定した (Juan Cole, Informed Comment, February 12, 2006)。

【グラフ4：主要政党リストの議席数の推移】



【出所】イラク独立選挙委員会ホームページ (http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php) より、筆者作成

12月15日の選挙で最も重要なことは、イラク統一同盟が過半数を獲得できなかったことである。その結果、連立政権の必要性が強くなった。ここで重要なのは、選挙の前に政党リストを作成して選挙を行ない、その後、議会内の政策調整によって、各政党が選挙前のリストに縛られることなく、連合を組み変えて新たな政党ブロックを形成することが可能である、ということである⁵⁰⁾。イラク統一同盟の中にリサーリーユーンを取り込んで議席数を実質的に拡大したように⁵¹⁾、この制度によると、選挙区のゲリマンダリングすら不要になる。選挙に有利な形でリストを作成し、選挙後に政党連合を組み替えればよいからである⁵²⁾。それは、イラク国民が票を投じた政党リストが議会において変更されることを意味し、極言すれば、民意を反映した選挙制度であるとは言い難い。アカウントビリティーが機能していないからである。

その結果、政党間の調整がより複雑になり、政治決定の過程が不透明になる。これによって、政治的な不満が蓄積されていくことになった。不満はますます宗派間対立という形に発展していった。

50) この問題に関しては、酒井が政党リストを組み替えた様々な連合のパターンを想定・分析している [酒井 2005g: 41-42]。

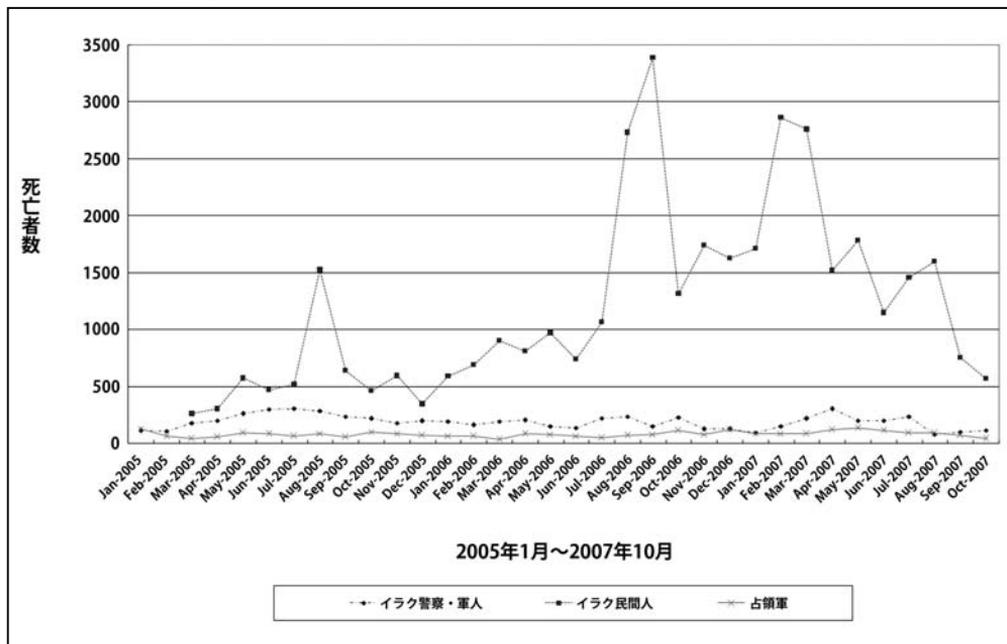
51) リサーリーユーンとは、サドル派の一部がイラク統一同盟とは別の政党で選挙に立候補し、2議席獲得している (グラフ3参照)。しかし、選挙後の首相候補推薦の際には、イラク統一同盟に組み込まれる形になっており、事実上のリストの組み換えである。また、2007年7月には、ダアワ党、SCIRI、クルディスタン同盟が新たな4党合意形成することが決定され、8月半ばにはスンナ派のイラク・イスラーム党を取り込んで5大政党連合を形成するための協議が進められている [al-'Adāla 22 Aug, 2007]。

52) 実際に、SCIRIの執行委員会は、イラク統一同盟を基軸とした新たな政党ブロック形成のプログラムを作成し [al-'Adāla 18 Dec, 2006]、議会が審議が継続されている [al-'Adāla 23 Dec, 2006]。

5. 宗派・民族対立の激化と治安の急激な悪化

選挙結果をめぐる駆け引きの最中の2月22日、シーア派聖地のひとつサーマッラーにあるアスカリー廟のドームが爆破された。この爆破事件以降、宗派对立が顕在化した。戦後イラク政治の、あるいは、スィースターニーの政治的影響力を考える上でも、明らかにターニング・ポイントとなった事件である。これによって、国内の治安悪化の質が変化した。以前にも増して治安が悪化しただけでなく、それが宗派对立という様相を強く帯びるようになった。言い換えると、以前は宗派間抗争の原因は宗派の違いそのものにあるわけではなかったが、この頃から宗派の相違それ自体に起因する対立が散見されるようになったのである⁵³⁾。

【グラフ5： 占領軍とイラク人の死者数の推移 (2005年1月～)】



[出所] Iraq Coalition Casualty Count ホームページ (<http://icasualties.org/oif/>) より、筆者作成

2006年2月22日、スィースターニーは直ちにファトワーを発出し、この事件を強く非難している。

「今朝、罪深い魔の手がおよび、最も醜悪で不名誉な犯罪が行なわれた。それは、2人のイマーム、ハーディーとアスカリー（彼ら2人に平安あれ）の聖地を標的にし、その至福なるドームを爆破した。この爆破は、ドームの大部分を破壊し、その他の部分に大きなダメージを与えた。

この否定すべき犯罪への非難は筆舌に尽くし難い。タクフィール主義者たち (al-takfirīyūn) は、彼らの悪意ある目的に到達するために、イラク国民の間で内紛 (al-fitna) を生じさせようと目論んでいる。

イラク政府は今日、過去のいかなる時よりも、聖地を標的とする犯罪行為の連鎖を止めるべく包

53) 「グローバリゼーションの圧力による主権国家の弱体化は、多様なエスニック国家の政治的分断を促進する。中央政府の役割が低減し、様々な集団が、極めて不安定な環境下で物理的な生存を脅かされると感じるようになった場合、なおさらである」[Stansfield 2007: 160] と指摘されるように、政治的代表制の有無や社会経済的要因が、宗派・民族などの亀裂に還元される状況が顕著に見られるようになった。

括的な責任を果たすことが求められている。もし、治安機関が必要な保護措置を取ることができないのであれば、信者は至福で偉大なる神の支援を求めることが可能であろう。

我々は、この莫大な損害にかんして、時の保持者である我がイマーム⁵⁴⁾（彼に聖なる安堵を与えたまえ）にお悔やみを申し上げる次第である。我々は7日間の喪を宣言する。それとともに、信者が、この聖域の破壊に対して、平和的な方法で反対と非難を表明することを呼びかける。この恐ろしい犯罪の衝撃と悲劇に直面して生をおくるすべての者たちは、「イラクを」敵が望む宗派間紛争へと導くような行き過ぎた行動を取らないよう、確信していただきたい。それは、「イラクを宗派間紛争の火の釜に陥れる行為なのである」（ファトワー 98; 2006年2月22日）。

こうして7日間の喪が宣言された。スィースターニーは、この爆破を極めて強い口調で非難しているが、一方で軽率な復讐行為を戒めることで、注意深く宗派対立を回避しようとした。この姿勢は対立が激化する中でも、一貫して変化しない。しかしながら、宗派対立の激化により、イラク人、とりわけ民間人の死者数が急激に増加し始めた（グラフ5を参照のこと）。マーリキー政権は、この事態を受けて、7月には国民和解政策に力を入れることになる [al-'Adāla 22 Jul, 2006]。

このような宗派対立の激化に関して、イスラームの統一を基軸とし、宗派間の対立は無意味であるだけでなく、本来あってはならないと論じる。それは、イスラーム学の観点からは誤認であり、イスラームの悪用である。スィースターニーは言う。

「イスラームのウンマは現在、緊張した状況にある。そして、ウンマの現在を支配し、未来に脅威をもたらす大きな危機と恐ろしい挑戦に直面している。現在、すべての人々は、多様な列を統一し、集団の〔差異〕を否定し、宗派意識を否定し、イスラーム法学派の相違に基づく煽動を回避することが、いかに必要であるかを理解している。以上のような相違は、何世紀もの長期にわたって形成されたもので、すべての人々が満足する合理的な解決策はないように思われる。それゆえに、確立した学問研究の枠組みの外で宗派問題を論じて煽動してはならない。とりわけ、それが神学や信仰の柱 (arkān al-'aqīda) を踏まえていない場合はなおさらである。すべての人々は、唯一の神を信仰しており、選ばれし預言者（彼と彼の一族に神のご加護あれ）の使命を信じている。また、預言者の聖なるスンナとともに、神のお手元にある聖クルアーンの内容が法判断の源泉であることを信じており、預言者一族（彼らの上に平安あれ）の言動もまた、法源であることを信仰しているのであるから、ムスリムは一般にこのような点で共通している。そこにイスラームの支柱があるのである。それは、礼拝であり、断食であり、巡礼やその他のことである。

この共通性こそが、イスラームの統一の強靱な基礎に他ならない。ゆえに、このウンマの市民の間の愛や言行の紐帯を強化するために、この共通性を〔すべての人々の間に〕確立しなければならず、敵意や学派間抗争、宗派主義などのいかなる区別からも離れて、相互的な敬意を構築しつつ平和な生活をおくるべく、より大きな尽力をしなければならない。

そうであるがゆえに、イスラームを高め、ムスリムが高揚するために、すべての者は、〔差異を〕近接させ、いくつかの政治的駆け引きから生じる緊張の規模を小さくするべく、尽力しなければならない。差異や混乱を増大させたり、敵対勢力がイスラーム国家のヘゲモニーを掌握したり、その遺産を占領したりする目的を実現するための余地を与えてはならないのである。

54) 「時の保持者」(Sāhib al-Zamān) という言葉が同値されているため、12代目イマームのことを指していると考えられる。

しかしながら、残念なことに、一部の人々や組織は、明らかにこれと正反対のを行っており、相違や分裂を助長し、ムスリムの間の宗派間の違いを強調する方向に動いている。そして、ある地域では政治抗争を行い、政治権力や〔政権内部での〕影響力をめぐる闘争を行うことにさらなる力を注いでいる。そして彼らは、イスラーム法学派の相違を顕在化させ、それを拡散させようとする試みに躍起になっている。それだけではない、彼らが持っている特定の法学派への誤った認識や、その学派に従う者たちの権利を認めず、彼ら以外の人々を恐怖に陥らせるような感情を現実のものにするための作戦や誤謬に満ちた行動に、自らを隷属させている。

このような計画に従って、衛星放送やインターネットのサイト、雑誌などのマスメディアは、イスラームの法学派や集団を誤って解釈した奇妙なファトワーを放映している。これらのマスメディアは、法学権威の立場を悪用するための明確な目的に基づいて、スィースターニーがある特定の目的を達成せんがために、多くの宗派主義的なファトワーを出していると報じているのである。

スィースターニー（彼の権威が末永くありますよう）のファトワーは、彼のサインと押印がある確固たるファトワー集などの確実なソースから引用されたものであり、ムスリムに既存の宗派や学派などを誤って導くようなものでは、決してない。少しでも実際のスィースターニーのファトワーに触れたことのある者は、現在広まっているものが偽であることが分かるであろう。

それに加えて、スィースターニーは、傷ついたイラク人の試練にかんして去年出された宣言文（ハヤーン）において、自らの姿勢を強調してきた。すなわち、愛と敬意を持ってスンナ派の同胞と交流するようにムカリド（法学権威の見解に従う平信徒）に対して導きの手を差し伸べること、スンナ派であろうとシーア派であろうとムスリムの血は尊いということ、尊い血を流すあらゆる人々は明らかな意図をもっていること、などである。これらすべては、既存の諸学派に従う者たちに対する行動と考え方に関する、法学権威の方法論を明確に示している。学派の異なるもの同士がみな、このような方法に従って行動していたとすれば、あらゆる場所で攻撃が生じ、小さな子供や年寄、妊婦も無関係に醜い殺戮を繰り返すという、今日我々が目に見ているような状況にはならなかったであろう。神は嘆いておられる」（ファトワー 111; 2007年2月2日）。

これに加えて、アスカリー廟爆破の1周年に出されたファトワーにおいては、犯人がイラク全土で宗派対立を煽ることを目的としていると非難した上で、同事件以降の忍耐の限界を再度見直し、イラクの統一を呼びかける。彼は言う。

「宗教権威は今日、この悲しい出来事を強く非難し、すべての主である神への同情を新たにし、イラク政府の下で、この聖地の再建に必要な行動を素早く実行し、このイラクという素晴らしい国家の国民統合（al-waḥda al-waṭaniyya）を強固にするために進み出すことを強く願う。また、この悲しい機会においても活発に活動し、イマームたちが直面した破壊や敵意に対して高ぶる感情を持つ信者たちには、この極めて厳しい試練に耐え、我々の同胞であるスンナ派の住民に対して突然醜悪な言葉を発言したり、悪意ある行動を取ることをないように求める。スンナ派の住民は、この悪意ある犯罪とは無関係であり、この犯罪を決して受け入れてはいないのだから」（ファトワー 112; 2007年2月11日）。

しかしながら、宗派対立の形を取った殺戮は激化し、治安は悪化の一途をたどることになる。そして、2007年6月13日、アスカリー廟が再び攻撃の対象になった。今度はそのミナレットが爆

破されたのである。スィースターニーは言う。

「サーマッラーにおけるアスカリーの聖なる庭を破壊する、罪深き魔の手が再来した。そして、聖なるアスカリー廟に存続していた2つの聖なるミナレットを標的としたのである。この醜悪なる犯罪によって、この犯罪に関わった者たちが、選ばれし預言者一族（彼と彼の一族に神のご加護あれ）に対してどれほどの敵意を抱いているかが明らかになった。また、彼らが、親愛なるイラク国民のあいだの宗派間紛争の業火に達するべく進んでいることも明らかになった。

法学権威は、このような罪深き敵対行為に対して、激怒し、厳しく非難する。それとともに、この聖地の保護に関して責任を負っている当局が手をこまねいていることに対しては、遺憾に思う。同時に、親愛なる信者諸君に対しては、この緊張した時期において、さらなる忍耐と自己のコントロールを行い、無実の人々や他の聖なる場所を狙ったあらゆる報復活動も回避することを要請する。

我々は、イラク政府が聖地に対して不可欠な保護を行うための第1歩を素早く歩み出し、その保護を再強化することを約束することを希求している。偉大で至高なる神に勝るものはない」(ファトワー 113; 2007年6月13日)。

このように、スィースターニーは現在では、宗派对立の回避とイラク国民の統一という難題に取り組んでいる。民主化要請から国民統合へ、中心的命題が移行したのである。彼は、2005年の選挙と比較して、直接的な政治へのかかわりは見せていない。しかし、そのことは、社会的な影響力が衰退したことを意味しない。というのは、第1に、連邦制などの主要な政治的議題に関して、与党との齟齬が散見されるが、双方ともに問題が顕在化しないように配慮している⁵⁵⁾。例えば、一貫して連邦制に対して否定的な姿勢を見せてきたスィースターニーを前に、連邦制による南部への影響力の拡大を求める SCIRI のアブドゥルアズィーズ・ハキーム議長は、スィースターニーの言葉を引用し、スンナ派は同胞であり、連邦制は分裂に帰結するものではない、と論を展開する [al-'Adāla 15 Aug, 2006]。

第2に、スィースターニーの社会的影響力は現在も変わることなく大きい。2007年5月3日のアルジャズィーラ TV の「限界なし」(Bilā Ḥudūd) という討論番組の中で、スィースターニーがイラクにおける宗派对立を煽動しているなどの批判がなされたことに対し、イラク全土で極めて大きな非難の嵐が巻き起こり、クルド人のズィーバーリー外相が公式にカタール政府に謝罪を求める事態にまで発展したことである [al-'Adāla 5 May, 2007; 6 May, 2007; 7 May, 2007]。この2つの事例は、スィースターニーの見解を無視して政治を運営することは困難であること⁵⁶⁾、シーア派宗教界に君臨する法学権威として大きな社会的影響力を保持し続けていることを如実に示している。

V. おわりに

本稿では、ファトワーに着目することで、戦後イラクの政治変動の中でスィースターニーがどのような役割を果たしているのかを分析してきた。その結果、彼のファトワーや事務所の声明は、様々

55) SCIRI のアブドゥルアズィーズ・ハキーム議長は、現在のイラクにおける宗派对立を解決する最後の砦はスィースターニーを中心とする宗教権威である、とワシントンで語っている [al-'Adāla 9 Dec, 2006]。

56) 関連年表からも明らかのように、2006年末～2007年に入って政府要人が相次いでスィースターニーを中心とするナジャフの法学権威の事務所を訪問し、会合を持っている。ここで、政策の説明と調整が行なわれているものと考えられる。

な形で政治変動の方向性を決定するひとつの重要な要因であったことが浮き彫りになった。スィースターニーは一貫して、占領への反対と民主的に選出されたイラク国民の代表による政治という形でイラク人の自律を呼びかけ続けた。イラク国民の統一とその民意が反映された政治体制の構築を求めたのである。

とりわけ選挙の際には、スィースターニーのファトワーは、イラク国民の間に影響を及ぼし、大きな政治的動員力を有することを証明した。それは同時に、宗教権威による政治的なバックアップを必要としている政党にとって、不可欠となった。言い換えると、豊富な経験を有し高度に組織化されているにも関わらず、強い国内支持基盤を持たないがゆえに、国家と社会を繋ぐ役割を果たすことができないシーア派のイスラーム政党と社会を架橋する紐帯としての役割を果たしたのである。

スィースターニーの政治的・社会的影響力は、戦後の政治変動の中で推移してきた。本稿では次の2点が明らかになった。

第1に、彼の政治的影響力が間接的な発言力から直接的なそれへと変化する過程でより大きくなったことである。CPAとイラク統治評議会の時期には、民主的な選挙の実施を要請するファトワーがイラク大衆を動員し、その結果、世論の圧力を受けたCPAおよび統治評議会は政策を変化させざるを得なくなる、というように間接的な政治的影響力であった。しかし、主権委譲以降はより直接的な影響力を政治に与えるようになった。それは政党ブロック形成の支援と選挙における動員力に結実した。ここでは、国家建設のプロセスに半ば直接的に介入した、とすることができる。言い換えると、2005年の2つの選挙、とりわけ1月の制憲議会選挙とその後の国民投票がスィースターニーの政治的影響力の頂点であったのである。

第2に、シーア派のイスラーム政党との「戦略的同盟関係」の構築である。2005年の2回の選挙以降は、スィースターニーの政治的な影響力は相対的に縮小しているように見えるが、それはむしろ、以下のように考えるべきであろう。すなわち、シーア派宗教界の宗教的権威に立脚して社会的影響力を保持し続けてきたスィースターニーが、戦後の権力の空白と宗派・民族的亀裂にそった政治的動員の顕在化にともなって、一時的に極めて大きな政治的発言権を獲得した。その後、彼の後援を受けた政党が権力の空白をうめた。これによって宗教界の政治的レジティマシーの拡大に成功したスィースターニーは、自らが支援する政党と相補的な関係を保ちつつ直接的な介入は避けるという「戦略的同盟関係」を作り上げている、と。

戦後のスィースターニーの政治的影響力は、以上のような推移を見せたのである。

以上で見えてきたように、現代イラクの政治社会を分析するにあたり、政治と宗教界のリンケージに着目する分析の視座は有益であることが証明された。政治と宗教界の関係性の変化は、政治変動にとって基盤的な意味を持っているのである。

付記：本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金の交付を受けて行われた研究成果の一部である。

参考文献

1. 一次資料 (政府資料 / 憲法 / 法律 / 新聞など)

‘Adāla. <http://www.aladala.net/home/index.php>.

CPA: Coalition Provisional Authority. 2003. *Iraqi Governing Council*.

———. 2003. Ord.1. *De-Ba’athification of Iraqi Society*, 16 May.

- . 2003. Ord.4. *Management of Property and Assets of the Iraqi Baath Party*, 25 May.
- . 2003. Ord.5. *Establishment of the Iraqi De-Baathification Council*, 25 May.
- . 2003. Ord.22. *Creation of a New Iraqi Army*, 7 Aug.
- . 2003. Reg.6. *Governing Council of Iraq*, 13 Jul.
- Bayān. <http://www.albayaan.com/>.
- DJI: *Dustūr Jumhūrīya al-‘Irāq*. 2005.
- EL: *Mashrū‘a Qānūn al-Intikhābāt*. 2005.
- al-Ḥayāt. <http://www.alhayat.com/>.
- IECI: The Independent Electoral Commission of Iraq. 2004. *Final List of Coalitions and their Constituent Entities Certified to Contest the 30 January 2005 Elections*, 20 Dec.
- . 2005. *Final List of Coalitions : Election for Council of Representatives*, 5 Nov.
- . 2005. Reg.6. *Taşdīq al-Kiyānāt al-Siyāsīya (Certification of Political Entities)*.
- . 2005. Reg.12. *Jadwala Natā‘ij al-Istiftā‘ al-Dustūr (Tabulation of the Constitutional Referendum Results)*.
- . 2005. Reg.13. *Tawzī‘ Maqā‘id Majlis al-Nuwwāb (Allocation of Seats)*.
- . 2005. Stm.23. *Ḥawla Tawzī‘ Maqā‘id al-Jam‘īya al-Waṭanīya al-Mukhaṣṣa li-l-Intikhābāt (Appointment of Seats to Governates)*.
- al-Khaffāf, H. 2007. *al-Nuṣāṣ al-Ṣādīra ‘an Samāha al-Sayyid al-Sistānī fī al-Mas‘ala al-‘Irāqīya*. Beirut: Dār al-Muwarrakh al-‘Arabī.
- MN: Mawsū‘a al-Nahrayn. <http://www.nahrain.com/>.
- al-Ṣabāḥ. <http://www.alsabaah.com/>.
- al-Sharq al-Awsaṭ. <http://www.asharqalawsat.com/>.
- TAL: *Qānūn Idāra al-Dawla al-‘Irāqīya li-l-Marḥala al-Intiqālīya, (The Transitional Administrative Law)*. 2004.
- al-Zamān. <http://www.azzaman.com/>.

2. 二次資料

- 大野元裕 2006 「本格政権樹立後のイラクの現状」『国際問題』(554), pp. 65-71.
- 小杉泰 2002 「ファトワー」大塚和夫他編『岩波 イスラーム辞典』岩波書店, p. 829.
- 酒井啓子 2004 「戦後イラクにおける社会のイスラーム化とイスラームの政治化」『地域研究』6(1), pp.11-30.
- 2005a 「イラクにおけるシーア派イスラーム運動の展開」酒井啓子・青山弘之(編)『中東・中央アジア諸国における権力構造：したたかな国家・翻弄される社会』(アジア経済研究所叢書 1) 岩波書店, pp. 243-270.
- 2005b 「分析：イラクの新政権」『世界』(740), pp. 208-215.
- 2005c 「イラク移行政権と国民議会構成にみる戦後イラクの政治勢力」『アジア研ワールド・トレンド』アジア経済研究所, pp. 33-40.
- 2005d 「イラク戦争による政権転覆：介入する外国主体と国内反政府勢力の関係」『国際政治』(141), pp. 10-24.
- 2005e 「戦後イラクにおける民主化：2005年1月移行国会選挙を中心に」国際問題研究所(編)『湾岸アラブと民主主義』日本評論社, pp. 19-50.

- 2005f 「国民議会選挙と戦後のイラク情勢」『中東諸国における政治情勢及び経済等の現状と今後の展望』(財務省委嘱研究会), pp. 32-42.
- 2005g 「連邦議会選挙後のイラク情勢」『中東諸国における政治情勢及び経済等の現状と今後の展望』(財務省委嘱研究会), pp. 36-45.
- 2006 「イラク: 袋小路に陥るアメリカの対イラク政策」福田安志(編)『アメリカ・ブッシュ政権と揺れる中東』アジア経済研究所, pp. 83-98.
- 2007 「イラクにおけるトルコマン民族: 民族性に基づく政党化か、政党の脱民族化か」『アジア経済』48(5), pp. 21-48.
- 武田康裕 2001 『民主化の比較政治』ミネルヴァ書房.
- 山尾大 2006 「ダアワ党とシーア派宗教界の連携: 現代イラクにおけるイスラーム革命運動の源流」『現代の中東』(41), pp. 2-20.
- 2007a 「現代イラクにおける政治変動とイスラーム政党: シーア派革命思想とサドル指導下のダアワ党をめぐる」(京都大学博士予備論文).
- 2007b 「シーア派宗教界の人的ネットワークと改革の系譜: 現代イラクにおけるサドルの歴史的役割」『アラブ・イスラム研究』(6) (印刷中).
- 2007c 「共和国期イラクにおける政治変動とサドルのイスラーム国家構想」『日本中東学会年報』(23/2) (印刷中).
- 吉岡明子 2007 「分極化するイラク: 戦後の民主主義プロセスとエスニック・アイデンティティー」『現代の中東』(42), pp. 40-57.
- Allawi, A. 2007. *The Occupation of Iraq: Winning the War, Losing the Peace*. New Haven & London: Yale University Press.
- al-Asadī, M. 1999. *al-Ṣadr al-Thānī: al-Shāhid wa al-Shahīd, al-Zāhira wa Rudūd al-Fi'l*. n.p.: Mu'assasa al-A'rāf.
- al-Baghādādī, 'U. 2004. *al-Imām al-Sīstānī: Ru'ya min al-Dākhil*. Beirut: Dār Qamar al-'Ashīra.
- Bengio, O. 1999. "Nation Building in Multiethnic Societies: the Case of Iraq," in Ofra Bengio and Gabriel Ben-Dor eds., *Minorities and State in the Arab World*, Boulder, London: Lynne Rienner Publishers, pp. 149-169.
- Cole, J. 2003. "The United States and Shi'ite Religious Faction in Post-Ba'thist Iraq," *The Middle East Journal* 57 (4), pp. 543-566.
- . 2005. "Grand Ayatollah Ali Sistani between Shiism and the Iraq Nation," presented paper (*Iraq: Notions of Self and the Other Since the Late Ottoman Era*), Royal Institute for Inter-Faith Studies, Amman.
- Davis, E. 2005. *Memories of State: Politics, History, and Collective Identity in Modern Iraq*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press.
- Dodge, T. 2005. *Iraq's Future: The Aftermath of Regime Change*. London: International Institute for Strategic Studies.
- . 2006. "War and Resistance in Iraq: From Regime Change to Collapsed State," in Rick Fawn and Raymond Hinnebusch eds., *The Iraq War: Causes and Consequences*, Boulder, London: Lynne Rienner Publishers, pp. 211-224.
- Fattah, H. 2003. "The Question of the 'Artificiality' of Iraq as a Nation State," in Shams C. Inati ed., *Iraq: Its History, People, and Politics*, New York: Humanity Books, pp.49-60.

- al-Ḥakīm, 'A. H. M. T. 2004. *al-Fatāwā wa al-Masīra: al-'Ibādāt, al-Mu'āmalāt, Waḥqā Fatāwā Samāḥa Āya Allāh al-'Uzmā al-Marja' al-Dīnī al-Sayyid al-Ḥusaynī al-Sīstānī Dāma Zillu-hu al-Wārif*. Qumm: Maktaba Fidk.
- . n.d. *al-Fiqh li-l-Mughtaribīn: Waḥqā Fatāwā Samāḥa Āya Allāh al-'Uzmā al-Sayyid 'Alī al-Ḥusaynī al-Sīstānī*. Beirut, Lodon: Mu'assasa al-Imām 'Alī.
- Herring, E. and G. Rangwala. 2006. *Iraq in Fragments: The Occupation and its Legacy*. Ithaca, New York: Cornell University Press.
- JPHEQ: Jam'ī az Pazhūheshgarān-e Ḥowze-ye 'Elmīye Qom. 1385. *Golshan-e Abrār: Kholāṣe-ī az Zendeḡī Asve-hāye 'Elm va 'Aml*, vol.6, 1st. ed. Qom: Nūr el-Sajjād.
- Kelidar, A. 1993. "States Without Foundations: the Political Evolution of State and Society in the Arab World," *Journal of Contemporary History* 28 (2), pp. 315-339.
- Longrigg, S. H. 1925. *Four Centuries of Modern Iraq*. Oxford: Oxford University Press.
- Marr, P. 2004. *Modern History of Iraq*. 2nd ed. New York, London: Westview Press.
- Momen, M. 1985. *An Introduction to Shi'ī Islam: The History and Doctrines of Twelver Shi'ism*. New Haven, London: Yale University Press.
- al-Mūsawī, M. N. 2004. *al-Sayyid Muqtadā al-Ṣadr: Ṣadr al-'Irāq al-Thālith, Ahdāfu-hu, Mawāqifu-hu, Mashrū'u-hu*. n.p: Markaz Walī Allāh li-l-Dirāsāt wa al-Tawjīh wa al-Irshād.
- MTMD: Markaz al-Takhṭīṭ wa al-Manāhij al-Dirāsīya. 2002. *al-Ḥawza al-'Ilmīya fī Fikr al-Imām al-Khāminay*. Beirut: Ma'had al-Rasūl al-Akram al-'Ālī li-l-Sharī'a wa al-Dirāsāt al-Islāmīya.
- Nakash, Y. 1994. *The Shi'is of Iraq*. New Jersey: Princeton University Press.
- . 2006. *Reaching for Power: The Shi'a in the Modern Arab World*. Princeton: Princeton University Press.
- Nasr, V. 2006. *The Shia Revival: How Conflicts within Islam Will Shape the Future*. New York, London: W. W. Norton.
- Patel, D. S. 2005. "The Institutional Bases of Shiite Religious Authority in Iraq," presented paper (*Iraq: Notions of Self and the Other Since the Late Ottoman Era*), Royal Institute for Inter-Faith Studies, Amman.
- Ra'ūf, 'Ā. 1999. *Marja'īya al-Maydān: Muḥammad Muḥammad Ṣādiq al-Ṣadr, Mashrū'u-hu al-Taghyīrī wa Waqā'i' al-Iḡhtiyāl*. Damascus: al-Markaz al-'Irāqī li-l-'Ilām wa al-Dirāsāt.
- . 2000. *al-'Amal al-Islāmī fī al-'Irāq bayna al-Marja'īya wa al-Ḥizbīya: Qirā'a Naqdīya li-Masīra Niṣf Qarn 1950-2000*. Damascus: al-Markaz al-'Irāqī li-l-'Ilām wa al-Dirāsāt.
- . 2001. *Muḥammad Bāqir al-Ṣadr bayna Diktātūrīyatayn*. Damascus: al-Markaz al-'Irāqī li-l-'Ilām wa al-Dirāsāt.
- al-Ṣadr, M. Ṣ. 2006. *Mawsū'a al-Shahīd al-Sayyid Muḥammad al-Ṣadr*, 20 vols. Qom: Mu'assasa Iḥyā' al-Kutb al-Islāmīya.
- Shubbar, Ḥ. 1989. *al-'Amal al-Ḥizbī fī al-'Irāq: 1908-1958 (Tārīkh al-'Irāq al-Mu'āṣir*, vol.1). Beirut: Dār al-Turāth al-'Arabī.
- . 1990. *al-Taḥarruk al-Islāmī (Tārīkh al-'Irāq al-Mu'āṣir*, vol.2). Beirut, London: Dār al-Muntadā li-al-Nashr.
- Stansfield, G. 2007. *Iraq: People, History, Politics*. Cambridge, Malden: Polity Press.

- Stewart, D. J. 1998. *Islamic Legal Orthodoxy: Twelver Shiite Responses to the Sunni Legal System*. Salt Lake City: The University of Utah Press.
- Tripp, C. 2000. *A History of Iraq*. 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press.
- Visser, R. 2005. *Basra, the Failed Gulf State: Separatism and Nationalism in Southern Iraq*. Münster: LIT Verlag Münster.

3. インターネット

- イラク暫定占領当局(CPA)ホームページ . http://www.cpa-iraq.org/government/TAL_Annex.html (2007年8月22日閲覧) .
- イラク独立選挙管理委員会ホームページ . http://www.ieciraq.org/Arabic/Frameset_Arabic.php (2007年8月23日閲覧) .
- イラク連合国軍死傷者カウント・ホームページ . <http://icasualties.org/oif/> (2007年11月2日閲覧) .
- スィースターニーのホームページ . <http://www.sistani.org/> (2007年7月21日閲覧) .
- ホアン・コールのホームページ . <http://www.juancole.com/> (2007年10月1日閲覧) .

【関連年表：2003年イラク戦争後の政治変動スィースターニーのファトワー】

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容/スィースターニーの言動
2002	1月	ブッシュ大統領、イラクを「悪の枢軸」に指名		
	4/9		1	パレスチナの敵に関して
	7/17		2	ワキールへの中傷に関して
	10月	英ミルトンパーク会議		
	12/14	ロンドン会議、「フォローアップ委員会」形成		
2003	1月	イラク暫定政権形成（米国防省の支持を受けた亡命6政党とクルド政党）		
	2/25	サラフッディーン会議 イラク再建・発展評議会形成（米国防省後援）		
	3月	ムクタダー・サドルを中心にサドル派形成		
	3/20	イラク戦争開始		
	3/28	サドル派機関紙『ハウザ』、初めての発禁に		
	4/1	アブドウルマジード・フーイー、イラク帰還		
	4/2		3	公共的所有物に関して
	4/3	ムハンマド・ヤアクービー逮捕	4	米国指導者の声明に関して
	4/7	A.ハーティム、アマーラ県を制圧		
	4/8	K.ハーイリー、M.サドルをイラクの代理人に		
	4/9	バアス党政権崩壊（バグダード制圧）		
	4/10	アブドウルマジード・フーイー爆殺		
	4/11	モスル陥落（米軍・ペシュメルガが制圧）		
	4/13	サドル派、スィースターニー家を包囲	5	イラクの現状に関して
	4/14	キルクーク陥落		
	4/14	ムスリム・ウラマー機構形成		
	4/15		6	イラクの現状に関して
	4/15	ナーズィリーヤ会議（戦後初の会議）		
	4/16	M.ナーズィリー、ナーズィリーヤに帰還 アブドウルアズィーズ・ハキーム、クートに帰還		
	4/17	サッダーム・シティー、サドル・シティーに改名		
	4/18	サドル派、クーファで初の金曜礼拝		
4/19	アーシューラー、数百万の巡礼者 M.サドル、巡礼中に反米を呼びかける			
4/21	サドル派、バグダード中心部に約5千人動員して反米集会実施			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2003	4/21		7	スンナ派の公共的所有物に関して
	4/28	バグダード会議 (戦後初の全党派集結会議)	8	公共的所有物に関して
	5/1	ブッシュ大統領、作戦終了宣言		
	5/2	M. サドル、イスラーム法の適用を主張		
	5/3		9	イラクの現状に関して
	5/5		10	ハウザに所属する者たちに関して
	5/8		11	イラクの現状に関して
	5/10	M.B. ハキーム、バスラ経由でナジャフに帰還		
	5/12	プレーマー、バグダードに到着		
	5/13	イラク暫定占領当局 (CPA) 形成		
	5/14	サドル派、反米とイスラーム政府の確立を求めた大規模デモを先導		
	5/16	脱バアス党政策開始 (CPA)		
	5/16		12	集団墓地に関して
	5/16		13	イラクの遺跡に関して
	5/16		14	サッダーム政権の責任者に関して
	5/22	国連決議 1483 号に基づき CPA に統治権限付与		
	5/25	脱バアス党政策、イラク軍の解体 (CPA)		
	6/2	デ・メロ国連代表、バグダードに到着		
	6/7	M. サドル、イランで K. ハーイリーと会談、両者の対立が顕在化		
	6/12	トルコへのパイプライン爆破		
	6/21	サドル派、占領軍撤退を求めるデモを動員		
	6/24		15	ロイター通信への返答
	6/26		16	シオニストの固定資産購入に関して
	6/26		17	イラク憲法案に関して
	6/28		18	信者一同の質問に対する返答
	6/29		19	ナジャフのハウザに関して
	7月	チャンネル7 (モスル TV) 再建 K. ハーイリー、M. サドル支持を撤回		
	7/2		20	LA タイムズへの返答
	7/8	中南部部イラク族長会議		
	7/13	イラク統治評議会、第1回会議開催		
	7/14		21	サンフランシスコの新聞への返答
	7/14		22	フランスの新聞への返答
	7/16	M. ヤアクービー、ファディーラ党形成		
	7/19		23	朝日新聞への返答
	7/22	ウダイ、クサイ殺害される		

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容/スィースターニーの言動
2003	7/28		24	NY タイムズへの返答
	7/28		25	日経新聞への返答
	7/30	I. ジャアファリー、統治評議会議長(8月) 就任		
	8/8	ヨルダン大使館爆破		
	8/9	サドル派、バスラで大規模な抵抗運動		
	8/15	M. サドル、東バグダードでマフディー 軍形成宣言		
	8/15		26	インドの新聞への返答
	8/16		27	ザマーン紙への返答
	8/19	国連現地本部事務所爆破 ヨルダン大使館爆破		
	8/21		28	ハヤート紙への返答
	8/21		29	国連事務所爆破追悼文
	8/23		30	スィースターニーの写真に関して
	8/25		31	サイード・ハキーム暗殺未遂に関して
	8/26		32	土地の通過の問題に関して
	8/26		33	ポーランドの新聞への返答
	8/29		34	フランスの新聞への返答
	8/29	M.B. ハキーム、ナジャフで爆殺		
	8/30		35	M.B. ハキーム爆発殺に関して
	9/2	統治評議会、閣僚任命		
	9/9		36	逃亡者にかんして
	9/26		37	ポーランドの新聞への返答
	10/1	I. アッラーウィー、統治評議会議長(10月) 就任	38	仏外相の M.B. ハキーム暗殺への追悼に 関して
	10/16	国連決議(第 1511 号; イラク人への主 権委譲)		
	10/17		39	代理人に関して
	10/18		40	米国の通信社への返答
	10/24	マドリード会議	41	ワシントンポストへの返答
	11/1	J. ターラバーニー、統治評議会議長(11月) 就任		
	11/10		42	イラクの新聞への返答
	11/12	米軍、鉄のハンマー作戦実施(バグダ ード地域)		
	11/15	11月15日合意(CPA・統治評議会が 主権委譲プロセスに合意)		
11/16	米軍、ツタのサイクロン作戦II実施			
11/28		43	ワシントンポストへの返答(11月15日 の合意に関して)	

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2003	11/28	A. サギール、11月15日合意を厳しく批判		
	12月	イラク特別法廷設置		
	12/13	サッダーム・フサイン拘束		
	12/27		44	石油盗掘に関して
2004	1/1	A.A. ハキーム、統治評議会議長 (1月) 就任		
	1/6		45	CNN への返答 (イラクの統一に関して)
	1/11		46	A. パチャーチャーの訪問に関して
	1/15	バスラでスィースターニーの選挙実施要請を支持する大規模デモ		
	1/16			スィースターニー、部族長らと協議
	1/23		47	メディア、クルド問題に関して
	1/23			スィースターニー、選挙実施要求デモの当面停止を呼びかけ
	1/24		48	J. ターラバーニーへの追悼
	1/24		49	M. バールザーニーへの追悼
	2/6		50	非公式の場に関して
	2/6	国連ブラヒミ顧問、イラクに到着	51	スィースターニー暗殺計画に関して
	2/12	ブラヒミ顧問、スィースターニーと会談		
	2/13		52	ナーディー・フサイニー誌への返答
	2/14	J. ターラバーニー、スィースターニーと会談		
	2/16		53	ドイツの新聞 (シュピーゲル) への返答
	2/19		54	政府ファイル獲得に関して
	2/19	国連、アラブ友好国会議を開催		
	2/25	トルコマーン民族運動を中心にデモ活動		
	2/26		55	イラクの権利、選挙実施決議に関して
	3/1	イラク基本法 (TAL) 公布		
	3/2	アーシューラー最中にカルバラーで爆発		
	3/2		56	アーシューラー最中の爆破に関して
	3/8	統治評議会、TAL の署名式を実施		
	3/8		57	イラク基本法 (TAL) に関して
	3/8	統治評議会の TAL 制定に反する会派形成 (ファディーラ党、イスラーム合意、イスラーム行動組織)		
	3/9	M.T. ムダッリシー、TAL を批判		
	3/11			スィースターニー、ブラヒミ顧問の再訪歓迎せず
3/14	トルクマーン戦線の指導者、暗殺未遂			
3/19	イラク統一ムスリム・ウラマー協会形成 (バグダードのスナナ・シーア派ウラマー共同で)			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2004	3/19		58	イラク基本法 (TAL) に関して
	3/19	バグダードで米軍撤退を求める大規模デモ		
	3/20	M. サドル、米軍の撤退を要請		
	3/22		59	アフマド・ヤースィーン暗殺に関して
	3/26	M. サドル、米国傀儡の TAL 批判		
	3/28	CPA、『ハウザ』を発禁にする CPA、M. サドルに逮捕状出す		
	3/28	保健省へ行政権移譲		
	3/30			スィースターニー事務所、選挙の早期実施を要請
	3/31	サドル派、CPA 本部前で『ハウザ』発禁抗議		
	4/3	教育省へ行政権移譲		
	4/4	M. サドル、クーファ・モスク座り込み声明		
	4/5	CPA、M. サドルに逮捕状を出す		
	4/5	米軍、ファッルージャへ大規模攻撃開始		
	4/7		60	治安の不安定化に関して
	4/11	M. サドル、対米蜂起を呼びかける		
	4/17	スナ派ウラマー、「諮問評議会」を形成		
	4/18	スペイン軍撤退を発表		
	4/20	ドミニカ、ホンジュラス軍撤退を発表		
	4/22	CPA、イラク復興加速プログラム (AIRP)		
	4/23	プレーマー、脱バアス党政策の見直しを発表		
	4/23	ノルウェー軍撤退予定を発表		
	4/27	タイ軍撤退予定を発表		
	4/27	国連、イラク独立選挙委員会の形成を発表		
	5月	暫定国民議会選出、イラク人囚人虐待問題		
	5/9	シーア派宗教界、サドル派の武装解除要求		
	5/12	外務省に行政権移譲		
	5/25		61	クウェイトの信者への返答
	5/27		62	県議会 / 行政における宗教権利の代理人にかんして
	6/1	イラク暫定移行行政権閣僚決定、G. ヤーウィル大統領、I. アッラーウィー首相政権成立		
	6/3		63	暫定移行政府に関して
	6/6		64	イラク基本法と主権委譲に関して
6/7	9つの民兵組織、武装解除に合意			
6/8	国連決議 1546号 (主権委譲日程)			
6/9	G. ヤーウィル大統領、G8 サミットに参加			
6/14		65	政府建造物の利用に関して	

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2004	6/28	I. アッラーウィー政権、CPA から主権移譲		
	7/6	国家治安法承認 (選挙日程・TAL 変更権限なし)		
	7/20		66	腐敗との闘いに関して
	7/22		67	LA タイムズへの返答
	8/2		68	バグダード、モスルのキリスト教徒に関して
	8/2	米軍、M. サドル家 (ナジャフ東部) を封鎖		
	8/4	米軍とサドル派、クーファで大規模な衝突		
	8/6	ナジャフ県知事、マフディー軍撤退に24時間猶予	69	スィースターニーのロンドン訪問に関して
	8/7		70	スィースターニーの健康状態に関して
	8/9	暫定移行政府、死刑を復活させる		
	8/9	米軍、ナジャフ・カーディスィーヤ実行支配		
	8/10		71	スィースターニーの健康状態に関して
	8/11	イラク政府、マフディー軍に市街地戦の停止要請		
	8/12	米軍、マフディー軍のナジャフ拠点占拠		
	8/12		72	信者へのお礼
	8/12		73	イラクでの事件に関して
	8/13		74	スィースターニーの健康状態に関して
	8/15	イラク政府、マフディー軍ナジャフ撤退を発表		
	8/20	米軍、ナジャフのサドル派を爆撃		
	8/24		75	スィースターニー、本日ナジャフへ帰還
	8/26			スィースターニーと M. サドル、停戦合意
	8/26		76	スィースターニーのイラクへの帰還
	8/27	シーア派ワクフ省、アリー廟の監督権回復		
	8/27			スィースターニー、アリー廟の鍵を受け取る
	8/28	マフディー軍、バドル軍とカルバラで衝突		
	8/30	M. サドル、停戦を宣言		
	9/16			4人の法学権威、ナジャフで選挙に関する会合開催
9/20		77	ナジャフのサドル派事務所突入に関して	
10月	ナジャフの法学権威ら、選挙実施を強く呼びかける			
10/11		78	選挙出馬者の登録に関して	
10/15		79	1425年のラマダーン月に関して	
10/18	イラク統一同盟形成		スィースターニー、イラク統一同盟形成を後援	
10/25	M. サドル事務所、再び閉鎖			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2004	10/28	ブラヒミ顧問、スィースターニーと選挙問題協議		
	11月	イラーキーヤ TV 再建		
	11/7	米軍、再びファッルージャを包囲、総攻撃		
	11/11	武装勢力、モスル制圧		
	11/14		80	シャウワール月に際して
	11/26	スンナ派 17 政党、選挙の半年延期を要求		
	12/20	最終的な政党同盟リストの発表		
	12/27		81	サドル・シティーの救済に関して
	12/27	イラク・イスラーム党、選挙ボイコットを表明		
2005	1/8			スィースターニー、スンナ派の選挙参加を呼びかける
	1/12	イラク国民合意戦線 (INA)、スィースターニーのイラク統一同盟支援を批判		
	1/13	シーア派モスク爆破		2 人のスィースターニーの代理人殺害
	1/14	A. パチャーチー、投票呼びかける		
	1/16			N. アップーディー (スィースターニー代理人)、ディヤーラーでイラク統一同盟への投票を呼びかける
	1/17		82	妻の投票に関して
	1/23	A.A. ハキーム、選挙の呼びかけと内戦突入の否定		
	1/24			スィースターニー事務所、イラク統一同盟に支援声明
	1/30	制憲議会選挙実施		
	2月	KDP、PUK の事務所に対する爆破が激化 選挙後の爆破、暗殺が多発する		
	2/1	A.A. ハキーム、イラク統一同盟の大勝利を宣言		
	2/5	I. ジャアファリー、サドル派の閣僚登用を示唆		
	2/8		(83)	イラク憲法に関して
	2/18	選挙結果発表		
	2/22	I. ジャアファリー、イラク統一同盟の首相候補に決定		
	2/25			スィースターニー、I. ジャアファリーを祝福
	3/5	シーア派政党とクルディスタン同盟の交渉激化		
3/7	A.A. ハキーム、米軍の長期駐在を強く否定			
3/11			スィースターニー、イラクの統一を呼びかける	

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2005	3/14	SCIRI、スィースターニーにイラクの国籍を要請		
	3/16	国民議会 (制憲議会) 開催		
	3/17		84	治安機関との協力に関して
	3/19	I. ジャアファリー、イラクのイスラーム化を主張		
	3/20		85	土曜日決定に関して
	3/21		86	行政腐敗に関して
	3/26		87	テヘランのイラク大使館から
	3/26	M. サドル、米軍の撤退を強く主張	88	ヨハネ・パウロ教皇死去の追悼文
	3/31	H. シャフラスターニー、元バアス党員の議会参入を批判		
	4/1			スィースターニー事務所、治安部隊に従うよう呼びかける
	4/6	J. ターラバーニーが大統領に、I. ジャアファリーが首相に選出される		
	4/7	副大統領指名		
	4/9	首相任命		
	4/9	バグダードで大規模な反米デモ、サドル派中心		
	4/20	I. アッラーウィーの暗殺未遂		
	4/24	I. ジャアファリー、I. アッラーウィー排除の組閣決定		
	4/25	バドル組織幹部、元バアス党員議員の承認を示唆		
	4/28	移行政府成立 (ほぼ全ての閣僚の承認)	89	スィースターニーの写真に関して
	4/28	憲法起草委員会発足		
	5/8	移行政府の閣僚全て確定		
	5/8	I. ジャアファリー政権成立		
	5/10	憲法起草委員会 55 人メンバー、議会承認		
	5/12		90	電力省に関して
	5/15	クウェイト外交官のスィースターニー批判に反対する大規模デモ発生		スィースターニーの代理人暗殺される
	5/17	ムスリム・ウラマー機構幹部、バドル軍団を非難		
	5/21	ムスリム・ウラマー機構と SCIRI の対立、サドル派が仲介		
	5/27	K. ジュブリー部族長、キルクークで暗殺		
	M. サドル、全政治勢力の憲法起草参加を呼びかけ			
5/29	イラク・イスラーム党党首アブドゥルハミード、米軍に一時拘束される			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2005	6/9	イラク・イスラーム党、憲法起草委員会会議に出席		
	6/12	M. バールザーニー、クルド地区の代表に決定		
	6/16	N. マーリキー、憲法起草委員会にスンナ派 25 人追加の決定を発表（実際の参加は 15 名）		
	6/23	学生連合、占領軍の撤退を要請		
	6/26	A.A. ハキーム、宗派間紛争に危惧を示す		
	6/27	SCIRI、元バアス党员との交渉を拒否		
	7/1			スィースターニーの代理人、バグダードで暗殺
	7/3	キルクークのスンナ派、反 SCIRI デモ		
	7/5	A. ドウライミー、イランで治安問題など協議		
	7/13			I. ファイヤード、多くの最高権威の代理人が暗殺されている状況を受けて、宗派間の内戦に危惧を示す
	7/19	憲法起草委員会スンナ派メンバー数人暗殺		
	7/26	憲法ドラフト発表		
	7/30	スンナ派、憲法案を否定、A. ドウライミー、起草委員会を罷免されたと主張		
	8 月	イラク高等法廷に改名		
	8/5	I. ジャファリー首相、スィースターニーと会談		スィースターニー、憲法に「イスラームは主要な法源」を組み込むことを要請
	8/11	A.A. ハキーム、連邦制の導入を主張		
	8/15	憲法起草のメ切日		
	8/20	憲法のイスラーム条項をめぐり、対立激化		
	8/26	元バアス党员、バアクーバで憲法草案反対デモ		
	8/27	サドル派、全国で憲法草案反対の大規模デモ		
	8/28	国民議会で憲法ドラフト発表される		
	8/29	イラク・イスラーム党、内務省が暗殺部隊と化していると批判		
	8/30		(91)	カーズィミーヤ攻撃に関して
	8/30		92	イラク憲法・連邦制に関して
	8/31	カーズィミーヤへの橋で爆発、1000 人以上の犠牲者		
	9/2	M. サドル、憲法案に反対呼びかける		I. ファイヤード、憲法案に賛成を呼びかける
	9/10	タルアファルで宗派対立激化し始める		
9/18		93	集団墓地に関して	

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2005	9/22			スィースターニー、憲法案に賛成を呼びかける
	9/23	ファディーラ党、憲法案に反対を呼びかける		
	9/24	候補者リスト受付開始 (12月選挙)		
	9/24	A.A. ハキーム、憲法草案に賛成を呼びかける		
	9/25		94	ザルカーウィー、宗派対立の回避に関して
	9/25			I. ファイヤード、憲法案を支持するファトワー発出
	9/26	イラク国民対話戦線、イラク・イスラーム党を中心にスンナ派政党、アンマンで会議		
	9/30	PUK と I. ジャアファリー首相の対立激化		
	10/2	J. ターラバーニー大統領、I. ジャアファリー首相の辞任を要請する発言		
	10/8			スィースターニー、代理人に直接行政を行なわないよう指示
	10/13			スィースターニーの代理人、憲法案支持を呼びかける
	10/15	イラク新憲法の国民投票		
	10/19	サッダームの裁判開始 (ドゥジャイル村事件)		
	10/20	アラブ連盟、イラクの国民和解主導案提示		
	10/22	候補者リスト不切		
	10/22	サドル派、A.A. ハキーム、アラブ連盟主導の国民和解を否定		スィースターニー、アラブ連盟主導の国民和解を支持
	10/26	スンナ派3政党、イラク合意戦線を形成		
	10/27	サドル派、イラク統一同盟に参加を公表		
	10/28			スィースターニーの代理人、米軍撤退のファトワー発出の可能性を示唆
	11月	ハーナキーンの本拠地で爆破拡大		
	11/2		95	シャウワール月に際して
	11/5	政党リストの最終版発表		
	11/7	サドル派、国民和解会議ボイコット宣言		
	11/15	I. ジャアファリー首相、200人の政治犯釈放		
	11/19	国民和解会議 (カイロ)、SCIRI 代表途中退場		
	12/3			スィースターニー、宗教政党への投票を勧める声明
	12/9		96	国民議会選挙に関して

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容/スィースターニーの言動
2005	12/13	スィースターニーは政治に介入すべきでないというアルジャズィーラ放送に大規模な非難デモ		スィースターニー事務所、投票は義務であると声明を発出
	12/15	国民議会選挙		
	12/17	A. ドウライミー、クルド、シーア派との連合受容		
	12/19	世俗主義政党の大敗が明白になる		
	12/24			スィースターニー、政府にイラクの統一を呼びかける
	12/25	サドル・シティーで選挙結果支持行進、ファッルージャで選挙結果反対デモ		
	12/27	スンナ派世俗主義者、選挙結果に反対デモ		
	12/30	A.A. ハキーム、連邦制を強く強調 サドル派、スンナ派との連携の必要性強調		
2006	1/4-5	カルバラ、ラマーディー、ミクダーディーヤ、バグダードで連続爆破		
	1/20	イラク統一同盟、絶対多数獲得できず		
	1/31		97	デンマークにおける預言者肖像画の問題に関して
	2/10	連邦議会選挙の最終結果発表		
	2/12	イラク統一同盟、I. ジャアファリー首相候補決定		
	2/22	サーマッラーのアスカリー廟爆破	98	アスカリー廟爆破に関して
	3/16	イラク国民議会開催		
	4/7	バグダードのシーア派モスク爆破		
	4/20	I. ジャアファリー、首相候補を辞任		
	4/21	イラク統一同盟、N. マーリキー首相候補再決定	99	ムバーラク大統領のシーア派発言に関して
	4/21		100	イラク国内のパレスチナ難民に関して
	4/22		101	パレスチナ難民省への返答
	4/22	J. ターラバーニー大統領、N. マーリキー首相のポスト決定		
	4/27		102	N. マーリキー訪問に関して
	5/20	N. マーリキー政権成立		
	6/8	イラク政府、ザルカーウィーの殺害を報告		
	7/8	イラク近隣国外相会議		
	7/10	サドル・シティーで大規模爆破		
	7/17		103	レバノン紛争に関して
	7/19		104	宗派対立に関して
7/19	石油部門外国企業誘致の法案提出 内務相、国民和解憲章案を提出			
7/22	国民和解高等委員会メンバー発表			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2006	7/24	N. マーリキー首相、米英を訪問、キルクークで大規模な爆発、ドウジャイル村裁判審議開始		
	7/25	M. マシュハダーニー国会議長、アラブ連盟会議参加		
	7/28	N. マーリキー首相、アブドゥッラー国王と協議		
	7/29	国民対話委員会形成		
	7/30		105	レバノン、カーナーの惨事に関して
	7/31	M. マシュハダーニー国会議長、シリアを訪問		
	8/1	国民和解組織、計画とプログラム作成		
	8/2	国民和解組織、N. マーリキーを議長に第2回会議		
	8/5	国民和解支援のために、イラク統一同盟が対話委員会形成		
	8/8	国連派遣団の10ヶ月延長を要請		
	8/9	イラク統一同盟7委員会、国民対話にむけた協議		
	8/14	国民和解組織、非政治犯への恩赦を検討		
	8/21	アンファール裁判開始、J. ターラバーニー大統領、N. マーリキー首相、国民和解を強調		
	8/23	A.A. ハキーム、憲法に基づいた連邦制と地域政府の形成主張		
	8/26	A. アブドゥルマフディー、訪米、N. マーリキー首相、部族長会議		
	8/27	米軍、アアザミーヤに分離壁形成開始		
	9/2	N. マーリキー首相、スィースターニーと会合	106	N. マーリキー政権との関係に関して
	9/3	M. バールザーニー、クルド地域にクルディスターンの国旗を掲げるように呼びかける		
	9/6		107	N. マーリキー政権がスィースターニー事務所の名前を使うことに関して
	9/8	連合国軍からイラク軍へ指揮権移譲		
	9/9			スィースターニー事務所、国民和解を歓迎
	9/10	国民議会で憲法の連邦制を審議		
	9/12	N. マーリキー首相、アフマディネジャー大統領と会合、翌日ハーメネイと会合		
9/18	N. マーリキー首相、スンナ派ワクフ省代表を国民対話に取り込む			
9/22	J. ターラバーニー大統領、国連で支援要請			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動	
2006	9/25	国民議会、地域法の審議始まる			
	10/4	N. マーリキー首相、サドル・シティーで部族長と会合			
	10/7		108	日本の雑誌への返答	
	10/15		109	OIC 機構長のマッカ会議への返答	
	10/15	憲法改正委員会、議会で活動開始			
	10/16	N. マーリキー首相、民兵の武装解除を要請			
	10/18	N. マーリキー首相、スィースターニーとマッカ会議に関する問題を協議			
	10/20	M. アスカリー、ナジャフに帰還			
	10/22		110	1427 年シャウワール月に際して	
	10/28	A. アブドゥルマフディー、スィースターニーと協議			
	10/29	サドル・シティー、米軍に包囲・封鎖される			
	11/1	サドル・シティーの封鎖解除			
	11/6	サッダー・フサインに処刑判決			
	11/7	国民議会、マッカ文書全会一致で合意			
	11/10	ナースイリーヤに部族長行政評議会形成合意			
	11/15	アスカリー廟の再建計画決定			
	11/17	内務省、ムスリム・ウラマー機構書記長に活動停止書簡を送る。 N. マーリキー首相、トルコ訪問（イスタンブール・イラク復興会議）			
	11/20	イラク、シリア国交回復			
	11/24	サドル・シティーで大きな爆破			
	11/25	スンナ派武装勢力、保健省を攻撃・包囲			
	11/25	サドル・シティーの被害、死者 200 名以上に			
	11/26				スィースターニー、S. ハキーム、宗派対立の回避とイラク国民の統一を呼びかける
	11/27	ナジャフで政府支援大衆会議開催			
	11/28	J. ターラバーニー大統領、ハーメネイ師と会談			
	11/29	保健省、再び攻撃される			
	11/29	N. マーリキー首相、ブッシュ大統領と会談			
	11/30	サドル派閣僚、N. マーリキー首相のブッシュとのアンマン会談を批判して閣僚撤退			
	12/4	トルクマーン、キルクークの権益 32% 要請			
	12/5	A.A. ハキーム、ワシントンでブッシュと会談			
	12/8	ベーカー・ハミルトン (B・H) 報告提出			

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動	
2006	12/10	イラク、シリア、双方の大使館開設		スィースターニー、治安権限の早期委譲を主張	
	12/11	ダアワ党、イラク・イスラーム党と和解合意			
	12/12	B・H 報告検討委員会形成			
	12/13	A. アブドゥルマフディー、B・H 報告強く批判			
	12/13	ナジャフのハウザに車爆弾突っ込む			
	12/16	政党・政治勢力指導者会議開催			
	12/20				
	12/21	サドル派、政府に復帰を約束			
	12/22	バグダード新治安計画発表 (9 治安区分に分断)			
	12/23	イラク統一同盟、サドル派を基本的な一員と発表			スィースターニー、イラク統一同盟派遣団と会合
	12/27	サドル派、イラク・イスラーム党と和解合意			
	12/27	ナーシリーヤで外出禁止令			
	12/29	サドル派、M. バールザーニーと合意			
12/30	サッダーム・フサイン処刑される				
2007	1/2	米軍、イラク国民対話戦線の事務所での6人殺害	111	イスラームの統一と宗派對立の回避に関して スィースターニー、S. ハキーム、宗派對立呼びかけ	
	1/8	米軍、イラク軍、ハイファ通りを爆撃			
	1/9	国防省、バグダード新治安計画の完成を発表			
	1/11	ブッシュ、一般教書演説でイラクでの失敗を認める			
	1/15	J. ターラバーニー大統領、アサド大統領と会談			
	1/15	B. ティクリーティー、A. バンダル処刑			
	1/16	I. ジャアファリー、スィースターニーと会合			
	1/20	内相、シリアとの治安対策協力を発表			
	1/21	サドル派閣僚、正式に議会に復帰			
	1/22	アーシューラー中に爆発、大きな被害			
	1/25	M. サドル、N. マーリキー政権の治安計画に理解			
	1/28	ナジャフでイラク警察と民兵の衝突			
	1/29	米軍、マフディー軍 600 人逮捕			
	1/31	アーシューラーに車爆弾突っ込む			
	2/2				
	2/3				
2/5	ナジャフのウラマー、部族長会議、政府支援				

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容/スィースターニーの言動
2007	2/6	バグダードで新治安計画発動（10 軍事地区に分断）		
	2/8	米軍、保健副大臣（サドル派）拘束		
	2/11		112	アスカリー廟爆破 1 周年追悼
	2/12	各地でアスカリー廟爆破抗議デモ		
	2/14	M. サドル、行方不明になる		
	2/16	英軍、イラク軍、バスラで大規模掃討作戦		
	2/17	N. マーリキー首相、ライスと会談		
	2/18	T. ハーシミー副大統領、サドル派をテロリストに断定するよう要請 イラン政府、M. サドル在イラン説否定		
	2/20	A. アブドゥルマフディー、トルコ公式訪問		
	2/23	米軍、アンマール・ハキーム逮捕		
	2/25	ナジャフ、A. ハキーム逮捕に対するデモ		
	2/25	A.A. ハキーム家に自爆攻撃		
	2/26	A. アブドゥルマフディー暗殺未遂		
	3/9	バグダード治安会議閉会		
	3/10	米軍、サドル・シティーを大規模爆撃		
	3/16	A. アブドゥルマフディー、ブッシュと会談		
	3/16	サドル派、治安計画に反対する大規模デモ		
	3/21	バスラでマフディー軍とファディーラ党衝突		
	3/25			スィースターニー、S. ハキーム、行政と法律に関する声明を出す
	3/26	国民議会、脱バース党法の適用を審議		
	3/27	J. ターラバーニー大統領、アラブ・サミット出席		
	3/30	M. サドル、反米・反占領デモ動員		
	4/1	イラク統一同盟会議、治安計画支援		
	4/7			スィースターニー事務所、政府汚職を批判
	4/7	N. マーリキー首相、アジア諸国歴訪		
	4/9	クートで第 1 回イスラーム統一会議開催		
	4/10	N. マーリキー首相、東京で円借款会議		
	4/12	国民議会建物内食堂で爆弾が爆発		
	4/13			イラク部族評議会派遣団、スィースターニーと会談
	4/13	カルバラで大規模な爆発、被害拡大		
	4/14	国民議会、トルコのキルクーク問題介入を批判		
	4/16	サドル派閣僚全員辞任を表明		
	4/17			スナナ派ウラマー派遣団、スィースターニーと会談

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2007	4/20	ダアワ党創設 50 周年大会		
	4/20	サドル派、脱バアス党法の代替法導入を批判		
	4/22	N. マーリキー首相、アラブ諸国歴訪		
	4/22	N. マーリキー首相、アアザミーヤの壁建設中止要請		
	4/27	B. サーリフ副首相、ナジャフの諸法学権威を訪問、政府業務の改善を強調		
	4/28	カルバラで大きな爆発		
	5/3	シャルムツシェイフ・イラク支援会議開催		
	5/4	アルジャズィーラのスィースターニー批判に非難が集中、各地で大規模なデモ		
	5/12	SCIRI、イラク・イスラーム最高評議会 (SIIC) に改名		
	5/12			A.A. ハキーム議長続投、スィースターニーに感謝
	5/15	マフディー軍、ナースィリーヤで警察と衝突		
	5/20	ナジャフ、電力問題に関する会議を開催		
	5/21	N. マーリキー首相、クルド政府派遣団と石油・天然ガス法、憲法 140 条を協議		
	5/23	憲法改正委員会報告書延期決定		
	5/25	M. サドル、バアス党員の政権復帰を否定		
	5/26	米軍、サドル・シティーを空爆		
	5/28	バグダード、イラン・米国の代表会議開催		
	5/29	サドル派幹部会、イラン・米国会議を非難		
	5/30	SIIC、スンナ派シーア派に暴力停止を呼びかけ		
	6/6	イラク統一同盟、党派横断政治委員会形成		
	6/11	宗派間対話会議開催		
	6/12	M. マシュハダーニー議長辞任		
	6/13	アスカリー廟のミナレット爆破	113	アスカリー廟ミナレット爆破に関して
	6/15	スンナ派モスク爆破相次ぐ		
	6/24	イラク政府、UNESCO とアスカリー廟修復合意		
	6/24	A. マジード、S. ハーシム、H. ティクリーティーに絞首刑判決出される (アンファール裁判 1 審)		
	6/26	A. アブドゥルマフディー、スィースターニーの政治的役割の不可欠さを強調 イラク統一同盟、サドル派閣僚復帰を要請		

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2007	6/30	イラク部族長会議、テロ対策で政府支援決定		
	7/1	サドル派、ダアワ党、SHC、クルディスターン同盟の新たな政治ブロック形成批判		
	7/2	イラク合意戦線、ハーシミー文化相逮捕に抗議		
	7/3	石油・天然ガス法、議会で提出される J. ターラバーニー大統領、M. マシュハダーニー派取り込みのために新たな政治ブロック形成をイラク合意戦線に提案		
	7/3	M. マシュハダーニー議長、復帰		
	7/4	N. マーリキー首相、20-22 閣僚に減らすことを発表 国民議会、開催定数に届かなくなった		
	7/5	サドル派、石油・天然ガス法を批判		
	7/8	サドル派支持者、反マーリキー政権大規模デモ		
	7/16	キルクークで大規模爆破		
	7/17	国民議会、キルクーク油田保護のために国軍派遣合意		
	7/18	イラク合意戦線、一時的に議会で復帰		
	7/20			スィースターニー、国民和解を呼びかける
	7/21	イラク統一同盟、米軍のスナナ派政党の武装化計画を強く批判		
	7/22			スィースターニーの代理人、暗殺される
	7/24	ダアワ党、SHC、KDP、PUK 4党協力合意形成		
	7/25	イラク合意戦線、再び議会撤退の脅迫を行なう		
	7/28	サドル派、内閣改正を要請		
	7/28	政府、バスラ知事（ファディーラ党）を更迭		
	7/30	イラク同一同盟、合意戦線と対話のための委員会形成で合意		
	8/6	イラン、米、イラク会議開催		
	8/17			スィースターニー、ヤズィード派の宗派対立懸念
	8/20	N. マーリキー首相、シリア訪問		
	8/21	シャアバーン蜂起裁判開始		
	8/21	クルディスターン同盟、4党合意にイラク・イスラーム党の参加を求める		
	8/27	KDP、PUK、ダアワ党、SHC、イラク・イスラーム党 5 党会議、協力合意		

年	月/日	イラク政治の変動	ファトワー	ファトワーの内容 / スィースターニーの言動
2007	8/28	カルバラーでバドル軍とマフディー軍衝突 マフディー軍、SIIC のバグダード事務 所襲撃		
	8/28			スィースターニーの2人の代理人、カル バラーでマフディー軍に誘拐される
	8/29	M. サドル、マフディー軍6ヶ月活動凍 結宣言		
	8/30	イラク商業のためのドバイ国際会議閉会		
	8/31	諸政党代表会議 (フィンランド会議)		
	9/1			バスラでスィースターニーの代理人暗殺
	9/1	マフディー軍幹部、M. サドルの凍結指 令に従わないことを宣言		
	9/2	米軍、グリーンゾーン内のイラク中央 警察解体を宣言		
	9/3	英軍、バスラの治安権限をイラク軍に委譲 ブッシュ、イラク訪問、兵力削減可能 性言及		
	9/4	国民対話イラク戦線、国会議員の出席 を拒否		スィースターニー、マーリキー首相と会談
	9/7	ヘルシンキ合意締結		
	9/8	国民対話イラク戦線、国会議員ボイコッ ト解除		
	9/10	シリア政府、イラク人にジザ取得を義務化		バスラでスィースターニーの代理人再び暗殺
	9/10	クロッカー・レポート、米議会に提出		
	9/15	サドル派、イラク統一同盟脱退を発表 サドル派、ファディーラ党、新たな政 党連合形成の可能性発表		
	9/16	イラク合意戦線、イラク国民リスト、 サドル派との新同盟形成を示唆		
	9/18	N. マーリキー政権、空白の閣僚ポスト、 アラブ・リストとファディーラ党に分配		
	9/20			ディーワーニーヤでスィースターニーの 代理人暗殺
	9/22	イラク復興をめぐる国連会議開催		
9/26	イラク連邦制をめぐる国際会議 (ロー マ会議)			

[注] ①ファトワー欄の番号は、本稿が対象とする2002年4月9日に発出されたファトワーを1番とし、便宜上付したものである

②公式スポークスマンのH.ハッファーフの発言に関しては、スィースターニーのホームページではファトワーと同様の扱いをされているが、本主題年表では番号に()を付した

③ファトワーの内容は、質問を求めたメディアなどの名前および各ファトワーの内容をまとめたものであり、

スィースターニーの言動は彼の行動および事務所の声明などを扱った

- ④ファトワーの総数に関しては、スィースターニーの公式ホームページと H.ハッフアーフのファトワー集 [al-Khaffāf 2007] の間に若干の相違が見受けられるが、ファトワー集ではいくつかのファトワーが抜け落ちているため、本稿ではホームページに従った

[出所] ファトワーに関してはスィースターニーの公式ホームページ (<http://www.sistani.org/>) と [al-Khaffāf 2007] を、イラクの政治変動に関しては各種報道および参考文献をもとに、筆者作成